地 域 防 災 計 画

基 本 編 地震防災対策編

令和4年3月

和寒町防災会議

目 次

基 本 編

第1章 総		
第1節 清	計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節 :	 計画の構成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
	用 語·····	
	計画推進にあたっての基本となる事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節 詞	計画の修正要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱	
第7節	町民及び事業者の基本的責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第2章 和	寒町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第1節	自然的条件 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	ー	
第3章 防	災組織 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
第1節 箱	組織計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
第2節	気象業務に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	27
第4章 災	害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
	防災思想・知識の普及・啓発及び 防災教育の推進に関する計画	
	防災訓練計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第3節 物	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・	45
	相互応援(受援)体制整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	避難体制整備計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	情報収集・伝達体制整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	建築物災害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	消防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	水害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	虱害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	雪害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	融雪災害予防計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	土砂災害の予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ {	
	積雪・寒冷対策計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ {	
	複合災害に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第18節	業務継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
第5音 ※	書応急対策計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	٩ſ
第1節	災害情報収集・伝達計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	93
第2節	災害通信計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96

第4節		98
	避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 · · 100
第5節	応急措置実施計画⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	広域応援・受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 · · 114
第8節	ヘリコプター等活用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 116
第9節	救助救出計画·····	
第10節		
第11節	防疫計画····································	 121
第12節	災害警備計画····································	 124
第13節	交通応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 125
第14節	輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 130
第15節	食料供給計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 131
第16節		 132
第17節	衣料、生活必需物資供給計画·····	
第18節	石油類燃料供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 136
第19節	電力施設災害応急計画⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	 137
第20節	ガス施設災害応急計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 138
第21節	上下水道施設対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 140
第22節	応急土木対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 · · 141
第23節	被災宅地安全対策計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 143
第24節	住宅対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 · · 145
第25節	障害物除去計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 · · 148
第26節	文教対策計画	 149
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 152
第28節	家庭動物等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 · · 154
第29節	応急飼料計画⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	 \cdots 155
第30節	廃棄物等処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
## 0.4 ##		 100
第31節	災害ボランティアとの連携計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 · · 157
第31節 第32節	災害ボランティアとの連携計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 · · 157
	労務供給計画····································	 ·· 157 ·· 159 ·· 160
第32節	労務供給計画····································	 ·· 157 ·· 159 ·· 160
第32節 第33節 第34節	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162
第32節 第33節 第34節	労務供給計画····································	 ·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162
第32節 第33節 第34節 第6章 ±	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 · · 157 · · 159 · · 160 · · 162 · · 165
第32節 第33節 第34節 第6章 第7章	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167
第32節 第33節 第34節 第6章 第7章 第7章	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167
第32節 第33節 第34節 第6章 第7章 第1節 第2節	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 171
第32節 第33節 第34節 第 6 章 第 7 章 第 7 章 第 2 節 第 3 節	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174
第32節第33節第34節第 6 章 章 節節節第 7 第 8 第 9 第 9 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174 ·· 180
第32節第33節第34節第 第 6 章 章 節節節節節節節節	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174 ·· 180 ·· 187
第32節 第33節 第34節 第 6 7 第第第第第第 第 7 第第第第第第 第 6 7 第第第第第 第 6 7 第第第第第 第 6 7 第 6 第 6 第 6 第 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174 ·· 180 ·· 187 ·· 191
第32節第33節第34節第 第 6 章 章 節節節節節節節節	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174 ·· 180 ·· 187 ·· 191
第32節 第33節 第34節 第 6 7 第第第第第第 第 6 7 第第第第第第第 第 6 7 第第第第第第	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174 ·· 180 ·· 187 ·· 191 ·· 197
第32節 第33節 第34節 第 6 7 第第第第第第第 第 7 第第第第第第第 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 第 8 8 8 8	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174 ·· 180 ·· 187 ·· 191 ·· 197 ·· 201
第32節 第33節 第34節 第 6 7 第第第第第第 第 6 7 第第第第第第第 第 6 7 第第第第第第	労務供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 157 ·· 159 ·· 160 ·· 162 ·· 165 ·· 167 ·· 167 ·· 171 ·· 174 ·· 180 ·· 187 ·· 191 ·· 197 ·· 201 ·· 202

地震防災対策編

207
207
207
208
211
212
213
215
215
217
219
221
221
221
223
223
223
223
224
225
226
227
228
228
229
231
231
232
236
239
239
240
240
241
241
242
242
242
242
242
242
243

第17節	医療救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	<u>2</u> 44
第18節	防疫計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	244
第19節	廃棄物等処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第20節	家庭動物等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第21節	文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第22節	住宅対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第23節	被災建築物安全対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第24節	被災宅地安全対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第26節	障害物除去計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	251
第27節	広域応援・受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
第29節	災害ボランティアとの連携計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第30節	災害義援金募集(配分)計画	
第31節	災害救助法の適用と実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	251
hh . +	・ 〔害復旧・被災者援護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
第4章 災		253
第1節	NI KIENI I	253
第2節	被災者援護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	254

地 域 防 災 計 画

基本編

令和4年 月

和寒町防災会議

第1章 総	則

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、和寒町防災会議が作成する計画であり、和寒町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地 方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は 業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

第2節 計画の構成

和寒町地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

- 1 地震防災対策編
- 2 資料編 (別冊)

第3節 用 語

この計画において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律223号)

救 助 法 災害救助法 (昭和22年10月18日法律118号)

町防災会議 和寒町防災会議

本部 (長) 和寒町災害対策本部(長)

防 災 計 画 和寒町地域防災計画

災 害 基本法第2条第1号に定める災害

第4節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例(平成21年条例第8号)第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助(町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(町民等が地域において 互いに助け合うことをいう。)及び公助(町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそ れぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実 施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図る ため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、 男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条の定めにより計画内容に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき
- 6 軽微な修正(組織の機構改正による名称変更や人口、面積等の数量的な修正等)は知事協議を 要せず修正結果を道に報告する

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱

和寒町及び町域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの所掌事務・業務を通じて町域に係る防災に寄与し、各機関が防災に関して処理すべき事務・業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防 災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1. 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
北海道農政事務所旭川地域拠点	① 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等 に関すること
旭川開発建設部 名寄河川事務所 士別道路事務所	① 天塩川の水位観測並びに通報に関すること ② 天塩川の水門及び樋門等の防災管理、並びに管理区域内危険箇所の整備、 警戒、災害防止、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること ③ 一般国道並びに開発道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその 他の管理を行うこと ④ 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること ⑤ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること
上川北部森林管理署 和寒森林事務所	① 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること ② 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること ③ 林野火災の予防対策及び未然防止を行うこと ④ 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと
旭川地方気象台	① 気象・地象・水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること

2. 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊北部方面隊	① 災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること
第2師団	② 災害に関する情報の伝達、収集に関すること ③ 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること

3. 北海道

機関名	事務又は業務の大綱
上川総合振興局地域創生部地域政策課	 ① 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営、企画に関すること ② 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること ③ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること ④ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること ⑤ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
上川総合振興局 旭川建設管理部 士別出張所	① 水防技術の指導に関すること② 災害時において関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと③ 災害時における、関係公共土木被害調査及び災害応急対策並びに復旧対策の実施に関すること④ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること⑤ 所轄道路・河川の保全及び災害復旧対策を行うこと
上川総合振興局 保健環境部名寄地域保健室 (名寄保健所)	 ① 医療施設・衛生施設等の被害報告に関すること ② 災害時における医療救護活動の推進に関すること ③ 災害時における防疫活動に関すること ④ 災害時における給水、環境衛生保持及び食品衛生保持並びに保健衛生指導を推進すること ⑤ 医療、防疫薬剤の確保及び供給に関すること ⑥ 災害救助法の適用に関すること
上川農業攻良普及センター 士別支所	① 被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと ② 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと
上川総合振興局北部森林室	① 災害時における森林対策の実施に関すること

4. 北海道警察

機関名	事務又は業務の大綱		
旭川方面士別警察署和寒駐在所	 ① 災害時における、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること ② 災害情報の収集に関すること ③ 被害地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること ④ 犯罪の予防、取り締り等に関すること ⑤ 危険物に対する保安対策に関すること ⑥ 自治体等の行う防災業務の協力に関すること ⑦ 広報活動に関すること 		

5. 和寒町

機関名	事務又は業務の大綱
和寒町	① 和寒町防災会議に関すること ② 和寒町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること ③ 防災組織の整備、その他の災害予防に関すること ④ 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること ⑤ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること ⑥ 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること ⑦ 災害予警報など情報(地震災害に関する警戒宣言等を含む)の収集・伝達限関すること ② 災害の情報の収集・伝達及び被害調査の報告に関すること ③ 避難の指示に関すること ④ 被災者の救出、救護及び保護に関すること ① 災害時の保健衛生及び文教対策に関すること ② 災害時の保健衛生及び文教対策に関すること ③ 緊急輸送の確保に関すること ④ 被災施設の災害復旧に関すること ⑤ 緊急輸送の確保に関すること ⑥ 自主防災組織の育成に関すること ⑥ 自主防災組織の育成に関すること ⑥ との他町地域防災計画に定める災害予防対策、及び災害復旧対策に関すること ⑥ その他町地域防災計画に定める災害予防対策、及び災害復日対策に関すること
和寒町教育委員会	① 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること② 教育施設の被害調査及び報告に関すること③ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

6. 消防機関

機関名	事務又は業務の大綱	
士別地方消防事務組合和寒支署	 ① 消防活動に関すること ② 水防活動に関すること ③ 火災警報等の住民への周知に関すること ④ 緊急時における病人、負傷者及び急患の輸送に関すること ⑤ 被災地の警戒体制に関すること ⑥ その他災害時における救助活動に関すること ⑦ 町が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること 	
和寒町消防団	① 災害時の消防活動、水防活動に関すること② 被害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること③ 雪害防止活動に関すること④ 被災者の救出・救護に関すること⑤ 応急復旧作業に関すること	

7. 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱		
日本郵便株式会社 北海道支社	① 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること② 郵便の非常取扱いに関すること③ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること		
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限 を実施し、重要通信の確保を図ること		
株式会社NTTドコモ 北海道支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	① 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること		
北海道旅客鉄道株式会社 (士別駅)	① 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関への支援を行うこと		
北海道電力株式会社 道北支社 北海道電力ネットワーク株 式会社 名寄ネットワークセンター	① 所管電力供給施設の防災管理対策を行うこと② 災害時における円滑な電力の供給及び確保に努めること③ 所管電力施設の災害復旧に関すること		
日本赤十字社 北海道支部	① 災害時における医療、助産、その他救助業務の実施に関すること② 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動の連絡調整に関すること③ 災害義援金品の募集及び配分に関すること		

8. 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
和寒町立診療所	① 災害時における救急医療に関すること

9. 公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
北ひびき農業協同組合 和寒基幹支所	① 農作物の災害応急対策、指導に関すること ② 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること ③ 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること ④ 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関すること ⑤ 農作物の需給調整に関すること ⑥ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
北海道中央農業共済組合 上川北支所士別家畜診療 所	⑦ 共済金等の支払いの手続を行うこと① 農作物の被害調査及び報告に関すること② 家畜の被害調査及び診療に関すること③ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
和寒町森林組合	① 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること ② 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

機関名	事務又は業務の大綱
和寒町商工会	① 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に係る協力に 関すること ② 被災商工業者に対する融資及びその斡旋に関すること ③ 災害時における商工業者の経営育成指導に関すること
金融機関 (北星信用金庫)	① 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力に関すること
運送事業者	① 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について 関係機関の支援に関すること
危険物関係施設の管理者	① 施設内の災害予防及び災害時の危険物の保安に関すること ② 災害時における被害状況調査及び報告に関すること
プロパンガス取扱い機関	① プロパンの防災管理に関すること② プロパンの供給に関すること
和寒町保育所 町立和寒小学校 町立和寒中学校	① 児童生徒等の避難保護に関すること② 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること③ 被災者の一時収容措置についての協力に関すること
社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会	① 被災生活困窮者に対する世帯更正資金の融資及びその斡旋に関すること ② 被災者の保護についての協力に関すること
和寒町自治会連合会各自治会	① 災害時における町民連携及び相互の奉仕協力に関すること ② 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関する こと ③ 非常食等の炊出し及び保育等ボランティア活動に関すること
てしおがわ土地改良区	① 農業施設等の応急対策及び復旧対策に関すること ② 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
和寒建設協会	① 災害時における人命救助活動、水防活動及び交通障害物除去活動に関すること② 活動に必要な物資等の運搬、供給及び貸与に関すること③ 災害時における応急対策の協力に関すること

第7節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1. 平常時の備え

- 1) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- 2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- 3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- 4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- 5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- 6) 自治会における要配慮者への配慮
- 7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- 8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2. 災害時の対策

- 1) 地域における被災状況の把握
- 2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- 3) 初期消火活動等の応急対策
- 4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- 5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- 6) 自主防災組織の活動

3. 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制す るため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに 購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1. 平常時の備え

- 1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- 2) 防災体制の整備
- 3) 事業所の耐震化の促進
- 4) 予想被害からの復旧計画策定
- 5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- 6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- 7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2. 災害時の対策

- 1) 事業所の被災状況の把握
- 2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- 3) 施設利用者の避難誘導
- 4) 従業員及び施設利用者の救助
- 5) 初期消火活動等の応急対策
- 6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- 7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による自治会内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設を含む。)(以下「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の

促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章	和寒町の概況	

第2章 和寒町の概況

第1節 自然的条件

第1 地 形

和寒町は、天塩川支流マタルクシュケネブチ川の源流沿いに塩狩峠の麓に広がり、東経142度14分~東経142度30分、及び北緯43度56分~北緯44度07分に位置し、東西に23.6km、南北に17.7km、面積224.83kmを有している。

東、南、西の三方を比較的低い山岳に囲まれ、東は士別市と、南は比布町、鷹栖町、旭川市と それぞれ稜線を界して接し、西は幌加内町と接している。また、北は剣淵川が天塩川に合流する ために平坦に開かれていて、ペオッペ川、六線川を界して、剣淵町と接している。

地形は三方を東の和寒山(740m)、南に塩狩山(533m)、白妙山(577m)、西に辺乙部山(532m)などの比較的低い山と丘陵に囲まれ、総面積の66%が山林で、耕地は中央部の平坦地に広がっている。

中央部は低地帯でペオッペ川、剣淵川、マタルクシュケネブチ川、シブンナイ川などが発達している。

第2 気 候

町は内陸部に位置しているため、内陸型気候を示し寒暖の差が大きく、5月から10月までは比較的高温多照に恵まれているが、10月以降は大陸性高気圧の影響を受けて日照時間が短くなり、10月下旬から11月初旬には初雪が見られ、積雪寒冷の季節が4月まで続いている。

図表 和寒町の気候(各月平均値)

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降雪の 深さ合計	積雪の 深さ最大
	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)	(時間)	(cm)	(cm)
統計期間	1991~ 2020							
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	61. 2	-8.2	2. 1	-26.4	1. 4	59. 2	156	79
2月	52.6	-7.5	4. 5	-26.0	1. 5	85.8	132	93
3 月	58. 5	-2.6	10. 1	-20.1	1.9	134.6	115	96
4 月	53. 7	4.4	19. 9	-8.0	2. 0	158. 6	31	50
5月	68. 2	11.5	27. 4	-1.2	2. 0	167. 9	0	0
6 月	65. 1	16. 2	29. 5	4.6	1. 7	142.0	0	0
7月	128.0	20.0	31. 1	9.3	1. 6	136.6	0	0
8月	140.8	20.4	31.3	9. 7	1.5	138.4	0	0
9月	143. 2	15. 7	28. 0	4.0	1. 5	136. 2	0	0
10 月	115. 5	9. 0	21. 3	-1.8	1. 7	109.6	1	0
11 月	127. 3	1. 9	14. 9	-9.6	1. 9	53. 2	96	33
12 月	100.3	-4.9	5. 5	-19.5	1. 7	39.8	194	66

資料: 気象庁

第2節 災害の概況

第1 冬から春にかけて

1. 雪 害

冬の降水は気温が低いためほとんど雪となり、積雪量は山間部が最も多く、2~3mにも達する。雪質は乾雪で密度が小さく、根雪期が長いことが特徴である。春先の融雪出水のほか、吹雪、雪崩等により、鉄道ダイヤの混乱、通行の途絶を招くほか、積雪による農期間及び植物生育期間の短縮は冷害の一因となっている。

2. 洪水(融雪出水)

最北の地にある天塩川は、上流が南で北へ流下する寒地河川で、冬期間は結氷し春先は上流から融け始め、まだ結氷中の下流へシャーベット状の氷(モロミ)となって流下する。この現象は 天塩川特有のもので、氷詰りの異常水位となって、大きな水害をもたらしてきた。

融雪出水は、日本海側北部の河川特有の現象であるが、年間総流出量の40~60%は4月から6月にかけて流出する。気温10℃、風速5.0m/sのとき1日に融ける雪の量は、雨量に換算すると45mm位といわれており、融雪出水は極めてゆっくりと長期間にわたって流出してくる。

その原因については、おおむね次のように考えられる。すなわち、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水はおこさないが、土地を水で飽和させ、かつ排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところに山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することになる。

第2 夏から秋にかけて

1. 冷 害

夏の低温・寡照は、本町の農業に重大な影響を及ぼす。これは、夏季正常に発達すべき太平洋 高気圧の勢力がオホーツク海高気圧に比して弱いと、北からの寒気が太平洋岸から入り込むこと や、前線が停滞することにより低温、寡照となり、作物の生育や結実に支障をきたすこと等によ る。

2. 洪水(夏季集中豪雨)

夏季の洪水は集中豪雨に起因する出水が多いのが特徴となっている。強い雨が降るのは限られた期間で、それは、本州の梅雨が終わる頃の不連続線の北上する7月初めと、オホーツク海高気圧により寒冷前線の発生する7月後半、あるいはシベリア高気圧により寒冷前線が南下する8月下旬の3種類が挙げられ、これに低気圧や台風が伴うと更に雨量は多くなり、水害が発生している。

3. 暴風雨災害

暴風雨災害は、熱帯低気圧と台風によるものが多い。わが国では、両者を最大風速17m/s以下以上で区分しているが、ここでは災害の原因という観点から一括台風と呼ぶこととする。本町には9月、10月に上陸するものが影響するものとみられている。

第3 通 年

1. 渴水被害

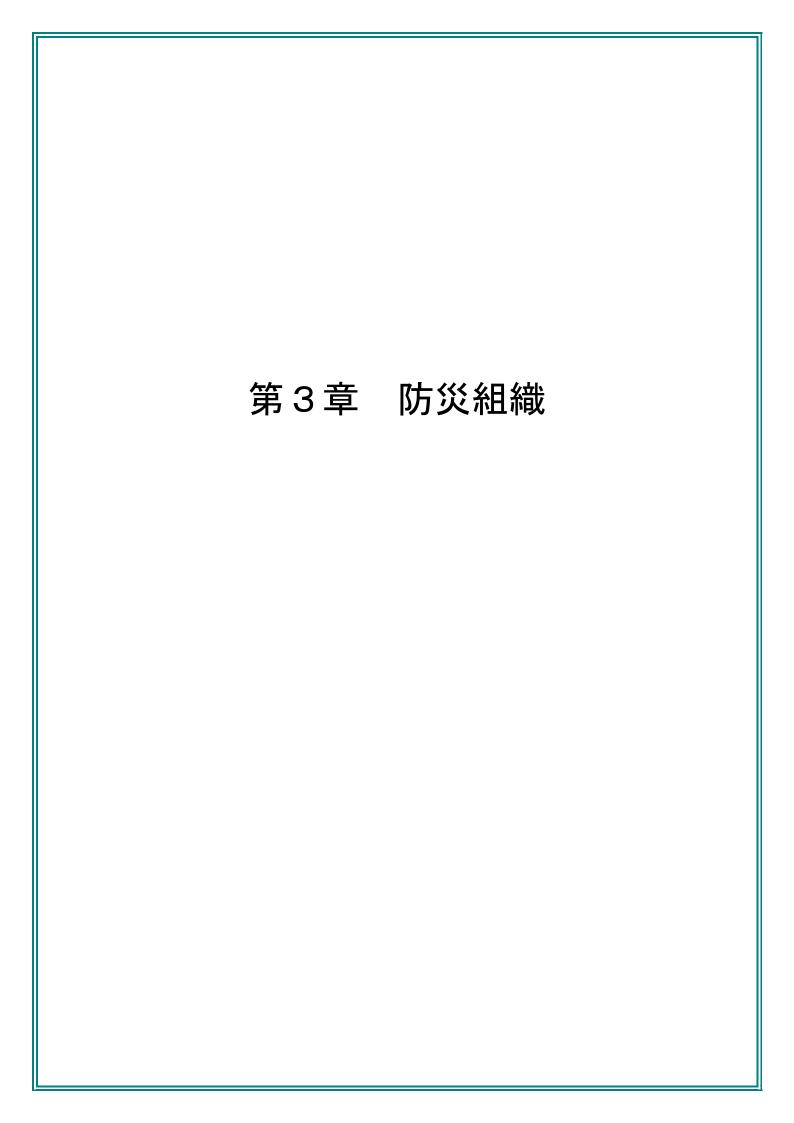
天塩川では過去、昭和51年、昭和55年、平成5年等、冬の積雪量不足や名部の雨不足に起因する渇水被害をうけており、農作物へ重大な影響を及ぼしている。特に平成5年の渇水が深刻であり、7月雨不足により野菜をはじめとする農作物に被害がでるとともに、岩尾内ダムの貯水量が常時満水容量の3%まで低下する事態となった。

2. 地震災害

天塩川流域が位置する北海道北部は全国的にも地震が少ない地域である。

天塩川流域では、流域内においてマグニチュード4以上の地震は記録に残っている限り、昭和43年7月17日に豊神(問寒別川上流)において震度5を観測したものが唯一である。

上中流部においては、昭和7年2月1日(音威子府)、平成24年7月15・16・18日(中川町)で震度4が記録されており、いずれも大規模な被害等は記録されていないものの、東日本大震災等、過去の地震災害における教訓を踏まえ、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。



第3章 防災組織

第1節 組織計画

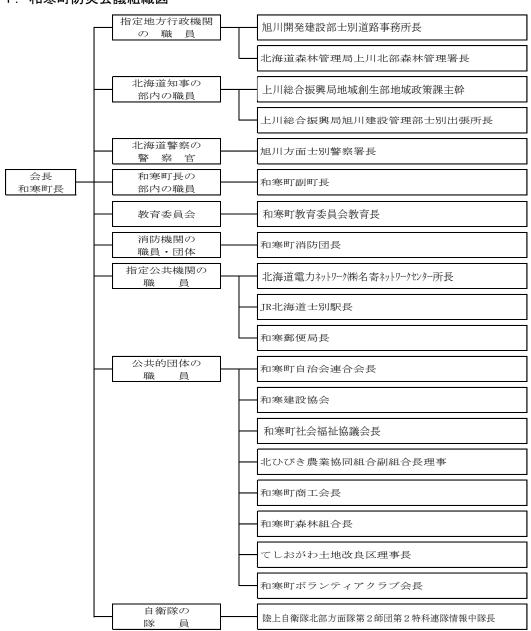
災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合調整を図るため、防災に関するその運営、災害に関する情報及び注意報、警報並びに情報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の充実を図るものとする。

第1 和寒町防災会議の組織

町長を会長とし、和寒町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するほか、町長の諮問に応じての地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べることを任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1. 和寒町防災会議組織図



2. 防災会議の運営

和寒町防災会議条例(昭和37年条例第25号)の定めるところによる。(資料編:条例1)

第2 和寒町災害対策本部

1. 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

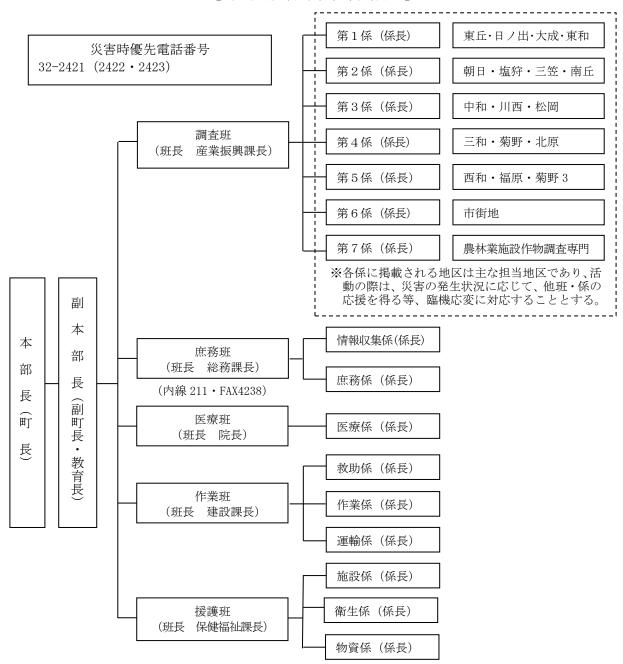
なお、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

	災害対策本部設置基準
風水害	・特別警報(大雨・暴風)が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	・特別警報(暴風雪・大雪)が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
大事故等	
航空災害	・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は 発生が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
鉄道災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
道路災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模停電 災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき
冷(湿)害	・各地で冷(湿)害被害が発生したとき
地震害	・震度5弱以上の地震が発生したとき ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
その他	・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれが あるとき

2. 組織等

1) 和寒町災害対策本部組織図 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

【 和寒町災害対策本部組織図 】



【 関係機関連絡先一覧 】

!!			
・JA北ひびき和寒基幹支所	32 - 2441	上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所	23-2191
・和寒郵便局	32-2080	名寄地域保健室(名寄保健所)	01654-3-3121
・和寒駐在所	32-2110	• 北海道電力ネットワーク㈱名寄ネットワークセンター	01654-3-2131
• 士別警察署	23-0110	東日本電信電話㈱北海道北支店	0166-20-5800
・てしおがわ土地改良区	29 - 7177	・ J R 北海道旭川支社	0166-25-6136
・上川農業改良普及センター士別支所	23-1181	• 上川総合振興局	0166-46-5918
北海道中央農業共済組合上川北支所	23-4161	• 陸上自衛隊旭川地方協力本部	0166-51-6055
旭川開発建設部士別道路事務所	23-3146	・陸上自衛隊北部方面隊第2師団	0166-51-6111

2) 運 営

災害対策本部の運営は、和寒町災害対策本部条例(昭和37年条例第26号)に定めるところによる。(資料編:条例2)

3) 所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、次のとおりである。

所管 (課)	対 策 事 項	班・係				
	1 災害対策の総括に関すること					
	2 災害対策本部の設置運営に関すること					
	3 防災会議その他関係機関との連絡に関すること					
	4 予報 (注意報を含む)、警報、並びに情報等の収集、伝達に関す					
	ること					
	5 災害情報の収集、伝達に関すること					
	6 災害現地との連絡、伝令、通信等に関すること					
	7 災害広報に関すること					
	8 避難の指示の発令に関すること					
	9 災害時の非常通信計画に関すること					
	10 庁内の非常配備体制に関すること					
	11 自衛隊災害派遣要請に関すること					
	12 災害救助法の適用に関すること					
	13 各班の連絡調整に関すること					
	14 その他各班に属さないこと					
総務課	15 災害対策本部の庶務に関すること	庶務班				
出納室	16 職員の災害動員計画に関すること					
	17 職員の非常招集に関すること					
	18 動員職員の出動状況の記録に関すること					
	19 動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の					
	調達供給に関すること					
	20 災害食糧の確保供給に関すること					
	21 災害記録・写真及び災害統計に関すること					
	22 被災者からの陳情等の処理に関すること					
	23 災害関係予算の編成及び災害関係経費に関すること					
	24 応急、復旧資材等物資の調達及び救援物資の受入れに関すること					
	25 避難所への救援物資の輸送に関すること					
	26 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること					
	27 り災証明に関すること (*** *******************************					
	28 災害に伴う金銭 (義援金等の受入れを含む) の出納及び保管に関す					
	ること					
	29 義援金等の配分に関すること					

所管 (課)	対 策 事 項	班・係
	1 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関すること	
	2 避難場所の記録(避難者名簿等)及び報告に関すること	
	3 住民への気象情報、避難指示等の伝達に関すること	
	4 被災者の避難場所への誘導に関すること	
	5 避難者の移送に関すること	
	6 災害時の防犯に関すること	
	7 災害に係る相談、苦情等に関すること	調査班
住民課	8 住民組織等(自治会、自主防災組織等)との連絡調整に関すること	明旦切
保健福祉課	9 防災ボランティアの受け入れ及び調整に関すること	援護班
総務課	10 災害時の廃棄物及びし尿の処理に関すること	1反受以
	11 収容避難所における仮設トイレの設置に関すること	
	12 災害時における遺体の処理及び埋葬に関すること	
	13 被災地の環境衛生保持に関すること	
	14 被災地の交通安全対策に関すること	
	15 被災納税者の調査に関すること	
	16 被災者の町税減免に関すること	
	17 その他特命事項に関すること(※)	
	1 保健福祉に関わる対策についての連絡調整に関すること	
	2 社会福祉施設及び保育所施設の被害調査に関すること	
	3 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること	
	4 被災者の避難誘導の支援に関すること	
	5 独居老人、障がい者等の避難等の安全確保及び保護に関すること	
	6 炊き出しに関すること	
	7 救援物資の保管・仕分けに関すること	
	8 被災者の生活保護に関すること	
	9 援護班の設置に関すること	
保健福祉課	10 応急救護所の開設及び管理に関すること	援護班
	11 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること	
	12 上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室(名寄保健所)との連絡調	
	整に関すること	
	13 上川北部医師会(町立診療所)及び歯科医師会(歯科診療所)、	
	並びに周辺医療機関との連絡調整に関すること	
	14 感染症予防に関すること	
	15 防疫に関すること	
	16 保育所園児の避難計画並びに実施に関すること	
	17 保育所園児保護者との連絡調整に関すること	
	1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること	
	2 救護所の設置及び管理に関すること	
保健福祉課町立診療所	3 医療等の委託に関すること	
	4 医療、助産の薬品等の調達に関すること	医療班
	5 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること	心水机
	6 助産及び被災者の救護に関すること	
	7 通院患者の避難誘導に関すること	
	1 世界心日ツ世継の等に関すること	

所管 (課)	対 策 事 項	班・係
建設課	1 道路の通行禁止及び制限の措置に関すること 2 道路、橋梁、河川、公園等の被害調査及び防災措置要請に関すること 3 道路、橋梁、河川、公園等の保護及び応急対策に関すること 4 道路、橋梁、河川、公園等の災害復旧に関すること 5 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関すること 6 障害物の除去に関すること 7 市街地の浸水防止対策に関すること 8 危険水防区域の警戒巡視に関すること 9 災害時の関係河川水位雨量の情報収集に関すること 10 応急仮設住宅等の設置に関すること 11 一般建築物の被害調査に関すること 12 住宅の応急修理に関すること 13 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 14 災害時の輸送の総括に関すること 15 災害時における飲料水の供給に関すること 16 災害時における応急給水に関すること 17 上下水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること 18 水源地の確保、管理及び水質保全に関すること	作業班
産業振興課農業委員会	1 農業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 被災農家の援護に関すること 3 農業被害に関する応急対策及び災害復旧に関すること 4 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること 5 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること 6 死亡獣畜の処理に関すること 7 林野火災に関すること 8 山林の被害調査及び被害対策に関すること 9 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること 10 商工業関係の被害調査に関すること 11 被災商工業者の接護対策に関すること 12 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 13 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関すること 14 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 15 災害時における商工業観光機関との連絡調整に関すること 16 その他特命事項に関すること (※)	調査班
教育委員会	1 学校教育施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 学校教育施設の災害復旧に関すること 3 学用品等の配給に関すること 4 被災児童、生徒の応急教育に関すること 5 小中学校生徒の避難計画並びに実施に関すること 6 小中学校との連絡調整に関すること 7 小中学校生徒保護者との連絡調整に関すること 8 学校教育施設の応急利用に関すること 9 被災児童、生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること	援護班

所管 (課)	対 策 事 項	班・係
教育委員会	10 教職員の動員に関すること 11 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 12 文化財の保護及び応急対策に関すること 13 社会教育施設の災害復旧に関すること 14 社会教育施設の応急利用に関すること 15 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること 16 体育施設の災害復旧に関すること 17 体育施設の応急利用に関すること 18 その他特命事項に関すること(※)	援護班
議会事務局	1 議会との連絡調整に関すること2 他班への応援に関すること	庶務班
士別地方 消防事務組合 和寒支署	1 消防活動及び水防活動に関すること 2 警戒区域の設定に関すること 3 火災警報等の住民への周知に関すること 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること	消防班

※ その他特命事項について

他の班(課)の応援・支援等の業務につくことを意味する。 災害発生時には、本部全体の活動として主に対応に追われることが予想されるため、避難対策 や要配慮者対策に関わる業務、また、救助などの各業務については、当該班のみで対応すること は困難であることも想定される。 そのため、※の記載の部は、当該班の指示のもと、応援・支援等の業務につくものとする。

3. 設置場所

災害対策本部は、原則として和寒町役場に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用できない 場合は、他の公共施設(公民館等)に設置するものとする。

4. 廃 止

町長は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了した ときは、災害対策本部を解散する。

5. 通知及び公表

町長は、災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成関係機関、 上川総合振興局、その他防災関係機関及び住民に対し、電話、文書その他の方法で通知及び公表 する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

第3 本部員会議

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部員会議」を置くものとする。

1. 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員のほか、本部長の指名する職員で構成し、災害対 策の基本的な事項について協議するものとする。(和寒町災害対策本部組織図参照)

2. 本部員会議の協議事項

1) 本部の配備体制の切り替え及び解散に関すること。

- 2) 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- 3) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- 4) その他災害対策に関する重要な事項

3. 本部員会議の開催

- 1) 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- 2) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 3) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- 4) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、庶務班長にその旨を申し出るものとする。

4. 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やか にその徹底を図るものとする。

5. 本部連絡員

- 1) 庶務班長が必要と認めたときは、各部に本部連絡員を置くものとする。
- 2) 各班長は、あらかじめ所属職員の中から本部連絡員を指名し、庶務班長に報告するものとする。
- 3) 本部連絡員の業務は、次のとおりとする。
 - ① 所属班内の動員及び配備体制状況の掌握
 - ② 応急対策の実施及び活動状況の掌握
 - ③ 応急対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - ④ 所属班内の各係に係る災害に関する情報のとりまとめ
 - ⑤ 本部との情報伝達及び所属部内との連絡調整

第4 本部の配備体制

1. 非常配備の基準

- 1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を 図るため、非常配備の体制をとる。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に 関する基準により配備の体制をとることがある。庶務班長が必要と認めたときは、各班に本 部連絡員を置くものとする。
- 2) 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

2. 非常配備体制

種別	配備時期	配備の内容	配備要員
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象 に関する情報又は警報が発表されたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	(注意体制) 調査班のほか、特に関係ある 各班の少数人員で情報収集及 び連絡活動等が円滑に行い得 る体制をとる。 又、第2非常配備に移行し得 る体制をとるものとする。	
第2非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	(警戒体制) 災害応急対策に関係ある各 班の所要人員をもって当たる もので、災害の発生とともにそ のまま直ちに非常活動が開始 できる体制とする。	
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 予想されない重大な災害が発生したとき。 4 その他特に本部長が必要と認めたとき。	(非常体制) 災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機 応変の配備体制を整えるものとする。

第5 本部各班の配備要員

動員(招集)の方法は次のとおりとする。

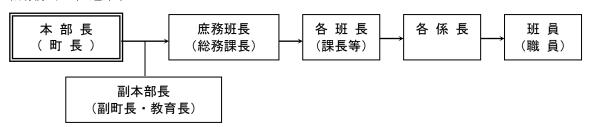
- 1 庶務班は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常 配備の規模を通知する。
- 2 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。
- 3 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につく。
- 4 各班においては、あらかじめ班内の動員(招集)系統を確立しておく。
- 5 本部が設置されない場合における職員の動員(招集)は、本計画の定めに準じて行う。
- 6 各班長は、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認められるときは、あらかじめ定め られている職員の業務分担を変更して、別の業務を指示、命令することができるものとする。
- 7 災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各班相互間の協力応援体制を確立する。各班長は、動員可能者数を把握し必要に応じて応援するものとする。

1. 平常勤務時の伝達

災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部が設置された場合、本部長の指示により庶務班長は、各班長に対し、庁内放送及び電話、口頭により、第1非常配備体制あるいは第2非常配備体制、更に緊急事態に備えて本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各班長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集・伝達・調査その他の応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

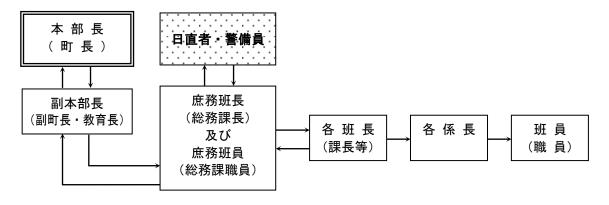
平常勤務時の伝達系統



2. 休日又は退庁後の伝達

- 1) 本町の状況における休日・夜間の職員の動員については、原則として、次の「3.職員の 緊急参集」に従うものとする。
- 2) 本町では、休日及び夜間の通報については警備員に連絡が入る。警備員は、次の情報を察知したときは庶務班長(総務課長)及び庶務班員(総務課職員)に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係班長(各課長)及び関係職員にメール等により通知するものとする。
 - ① 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報されたとき。
 - ② 災害が発生したとき。
 - ③ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

休日又は退庁後の伝達系統(日直者・警備員からの連絡による場合)



3. 職員の緊急参集

- 1) 本部長は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員(招集) を指示する。
- 2) 職員は、勤務時間外、休日等において動員(招集)の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。

- ① 本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等により 周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集するものとする。
- ② 震度5弱以上の地震が発生したときは、動員(招集)の指示を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。
- ③ 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集するものとする。
- 3) 勤務時間外の参集時には、おおむね次の事項に留意して行動することとする。
 - ① 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

② 参集者の服装及び携行品 応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラ ジオ等の必要な用具を携行する。

③ 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

④ 参集涂上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

第6 非常配備体制の活動要領

1. 職務代理者

本部長(町長)不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者を次のように定めておくものとする。



以下、③建設課長、④産業振興課長とする。

2. 本部の活動開始及び終了

1) 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が 設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散する。

3. 非常配備体制下の活動

- 1) 第1非常配備体制下の活動
 - 第1非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。
 - ① 総務課長は、気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受・伝達等を行う。
 - ② 総務課長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
 - ③ 関係各班長は、庶務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。
 - ④ 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減する。
- 2) 第2非常配備体制下の活動
 - 第2非常配備体制下における活動の要点はおおむね次のとおりとする。
 - ① 本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
 - ② 各班長は、情報の収集伝達体制を強化する。
 - ③ 総務課長は、関係班長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告する。
 - ④ 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - ア事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - イ 装備・物資・資機材・設備・機械等を点検し、必要に応じて被災現地(被災予想地) へ配置すること。
 - ウ 関係班は災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。
- 3) 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。

① 本部連絡員

総務課長が必要と認めたときは、各班に本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、各班からの連絡事項を各部に伝達する。

② 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、庶務班職員のうちから総務課長が指名する者をもってあてる。本部情報収集責任者は災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達にあたる。

第2節 気象業務に関する計画

第1 注意報、警報並びに情報等の通報

気象等に関する注意報、警報並びに情報等の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月20日 法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186 号)の規定に基づき行うもので、注意報及び警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次 の定めによる。

1. 注意報、警報並びに情報等の種類及び発表基準

1) 注意報発表基準(基準値はいずれも予想値)

府県予報区	上川・留萌地方			
一次細分区域	上川地方			
市町村等をまとめた地域	上川北部			
上声	表面雨量指数基準	6		
大雨	土壤雨量指数基準※1	93		
	流域雨量指数基準	剣淵川流域=9.4、辺乙部川流域=12.3、ワッカウエンナイ川流域=4.1		
洪水	複合基準※2	剣淵川流域=(5,9.4)、辺乙部川流域=(5,12.3)		
	指定河川洪水予報に よる基準			
強風	平均風速	12m/s		
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う		
大雪	降雪の深さ	の深さ 12時間降雪の深さ30cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	60mm以上:24時間雨量	と融雪量(相当水量)の合計		
濃霧	視程	200 m		
乾燥	最小湿度30% 実効湿	度60%		
なだれ	①24時間降雪の深さ30 ②積雪の深さ50cm以上	cm以上 で、日平均気温5℃以上		
低温	4月~6月、8月中旬~10月: (平均気温) 平年より6℃以上低い 7月~8月上旬 : (気 温) 14℃以下が12時間以上継続 11月~3月 : (最低気温) 平年より12℃以上低い			
霜	最低気温3℃以下			
着氷	_			
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			

^{※1} 土壌雨量指数:土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

^{※2 (}表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

2) 気象警報発表基準

大雨**1	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
八阳	(土砂災害)	土壤雨量指数基準	148
·		流域雨量指数基準	剣淵川流域=11.8、辺乙部川流域=15.4、ワッカウエンナイ川流域=5.2
洪水	洪水 複合基準**2 -		_
		指定河川洪水予報 による基準	
暴風		平均風速	16m/s
暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 90mm	

- ※1 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、 土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想 される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は 「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ※2 (表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

3) 地面現象注意報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれ があると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こる おそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

4) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報 に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象 警報に含めて発表される。

5) 洪水注意報及び警報

		表面雨量指数基準	_
洪水注意報	はん濫注意情報	流域雨量指数基準	剣淵川流域=9.4 辺乙部川流域=12.3 ワッカウエンナイ川=4.1
		複合基準	剣淵川流域= (5, 9.4)、辺乙部川 流域= (5, 12.3)
	はん濫警戒情報はん濫危険情報はん濫発生情報	表面雨量指数基準	_
洪水警報		流域雨量指数基準	剣淵川流域=11.8 辺乙部川流域=15.4 ワッカウェンナイ川=5.2
		複合基準	_

- ※ 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- ※ 流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域毎に算出する。
- ※ 複合基準は、(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

6) 火災気象通報基準

発表官署	振興局名	通報基準
旭川	上川	旭川地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同 ーとする。

2. 注意報及び警報の伝達

気象情報は、次の注意報、警報並びに情報等伝達系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

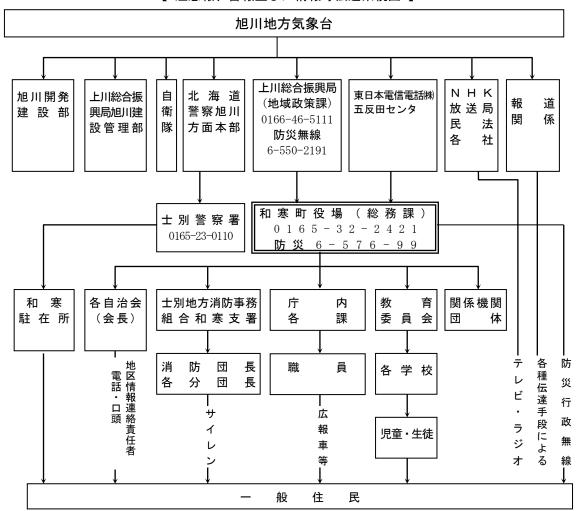
1) 旭川地方気象台から通報された予報(注意報を含む)警報並びに情報又は上川総合振興局が発する対策通報を受けたときに、災害が発生すると予想される場合には、直ちに総務課長に連絡し指示を受け、「注意報、警報並びに情報等の伝達系統図」に基づき必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び町民に対し予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

【 注意報、警報並びに情報等の伝達責任者一覧 】

伝	達	先	伝達責任者	伝 達 方 法	備考
庁		内	総 務 課 長	口頭・庁内放送	
関	係 機	関	"	電話・口頭等	防災行政無線
消	防	署	"	IJ	広 報 車
自	治 会	長	"	IJ	
小	• 中 学	校	教育推進課長	II .	

- 2) 注意報及び警報の通報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は警備員が受理するものとする。
- 3) 夜間・休日等において警備員が注意報、警報並びに情報等を受けたときは、注意報、警報 並びに情報等受理票(資料編:第3章-様式1)に記載するとともに、次に掲げる警報につ いては総務課長に連絡し、当直明けの際、注意報、警報並びに情報等受理票を総務課長に提 出するものとする。
 - ① 気象警報 暴風、暴風雪、大雨、大雪
 - ② 各種警報 浸水、洪水、水防
 - ③ その他特に重要と認められる各種注意報

【 注意報、警報並びに情報等伝達系統図 】



3. 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は次のとおりである。

1) 水防活動用予報及び警報等

区 分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 気象業務法 第14条の2第1項 法第10条第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	旭川地方気象台	一般向け注意報及び警 報の発表をもって代え る
洪水予報 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	旭川開発建設部 旭川地方気象台 共 同	指定河川について、水位 又は流量を示して行う 予報
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動・指示・ 解除	旭川開発建設部 北 海 道	指定河川地域の水防管 理団体に水防活動を行 う必要があることを警 告して発表

(注) 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特別に発表されるものではなく、一般向け注意 報及び警報に含めて発表されるものである。

したがって、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用洪水注意報が発表されたこととなる。

2) 洪水予報(指定河川)発表基準

住民自ら行動をとる際の判断に参考となる情報

洪 水 の 危 険 レ ベ ル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	町・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	(はん濫発生)	直ちに安全確保
レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位	危険な場所から全員避難
レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

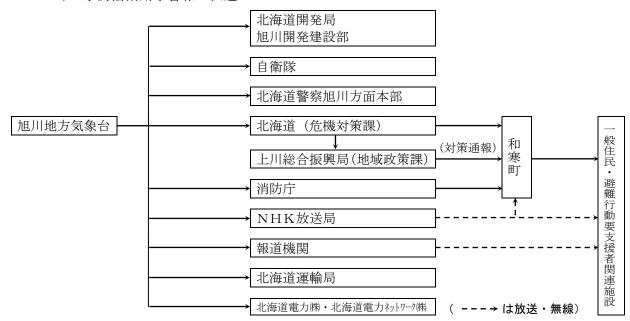
3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発 表 規 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 指定水位(通報水位) = 水防団待機水位
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水 門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め るとともに、水防機関に出動の準備をさせる必 要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により 必要と認めるとき。
出動	出動水防機関が出動する必要がある旨を警告す るものとする。	はん濫注意情報(洪水注意報)等により、 又は水位、流量その他の河川状況によりは ん濫注意水位(水防法第17条で規定される 警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	はん濫警戒情報(洪水警報)等により、又 は既にはん濫注意水位(水防法第17条で規 定される警戒水位)を越え災害のおそれが あるとき。
解除	水防活動を必要とする出水情況が解消した旨及 び当該基準水位観測所名による一連の水防警報 を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位(水防法第17条で規定される警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと 認めるとき。

4. 水防活動用気象注意報及び気象警報の伝達

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達系統は次のとおりである。

1) 水防活動用予警報の伝達



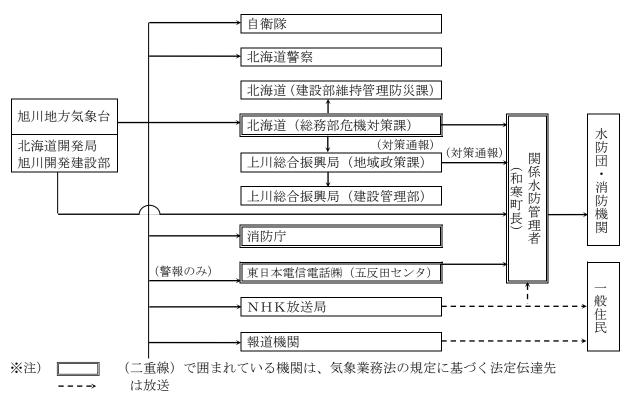
2) 洪水予報(指定河川)の伝達

① 指定河川及び担当(北海道開発局)

	河 川 名	担当
天塩川	天塩川	旭川地方気象台・旭川・留萌開発建設部

② 伝達系統

洪水予報(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)

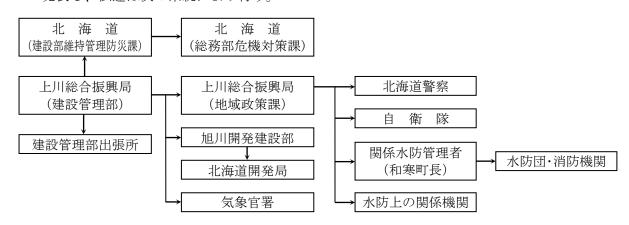


東日本電信電話㈱への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の 通知をもって代える。

3) 水防警報の伝達(水防法第16条)

知事が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。



6. 地震動の予報・警報

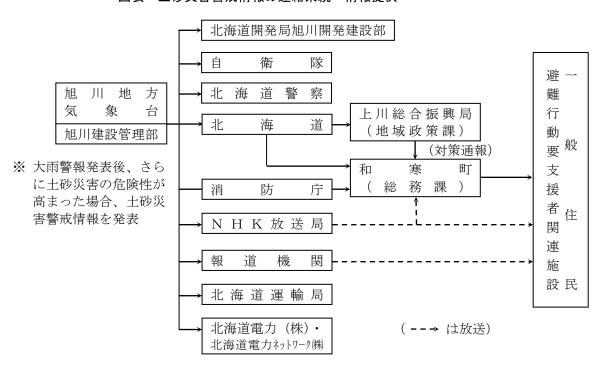
地震動予報および警報については、気象庁における発表に当たっては今後とも「緊急地震速報」の名称を用いる。なお、予報および警報の主な内容は次のとおりである。

予警報の種類	内 容
地震動予報	地震動の予報で、最大震度3以上またはマグニチュード3.5以上等と予想されたと きに、「緊急地震速報(予報)」の名称で発表される。
地震動警報	地震動に関する警報で、最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して、「緊急地震速報(警報)」または「緊急地震速報」の名称で発表される。なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられている。

7. 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難指示等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、上川総合振興局と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

なお、これを補足する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報(https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。 伝達は次の系統により行う。



図表 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供

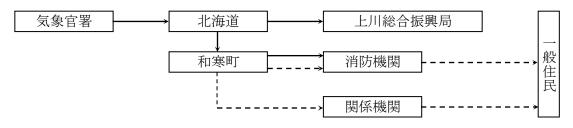
8. 火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)

札幌管区気象台及び旭川地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法(第22条)の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



----> は町長が火災に関する警報を発した場合

9. 気象情報等

1) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

3) 記錄的短時間大雨情報

大雨警報発表中の2次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁が発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害 発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まって いる場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

土砂キキクル (危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land 浸水キキクル (危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund 洪水キキクル (危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト): https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

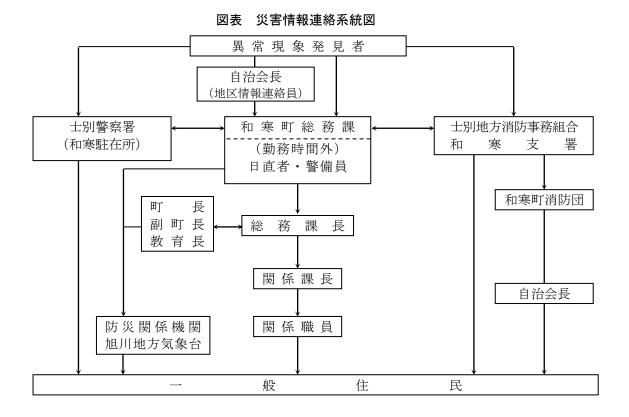
5) 伝達系統

伝達については、予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等情報伝達系統図のとおりである。

第2 異常現象を発見した者の措置等

1. 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象(局地的な豪雨、林野火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等) 発見者は、災害情報連絡系統図により速やかに町、警察署、消防機関等に通報するものとする。



2. 町への通報

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた警察署、消防機関は、災害情報連絡系統図により直ちに町(総務課)に通報するものとする。

3. 町から防災関係機関等への通報及び住民への通知

- 1) 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関等に通報するとともに住民に周知するものとする。
- 2) 防災関係機関等への通報及び住民への通知は、災害情報連絡系統図によるものとする。

4. 通報の取扱い

- 1) 発見者からの通報は、勤務時間外にあっては士別地方消防事務組合和寒支署が受理し、総務課長に報告するものとする。
- 2) 総務課長は、発見者又は士別地方消防事務組合和寒支署からの通報を受けたときは、副町長に報告するとともに事務処理に当たるものとする。

5. 災害情報等の収集及び報告

- 1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに災害情報及び被害状況を収集し、 所要の応急対策を講ずるとともに、防災関係機関に対し、災害情報連絡系統図により災害情報等を連絡するものとする。
- 2) 災害が発生した場合は、道が定める災害情報報告取扱要領に基づき、その状況を上川総合 振興局長に報告するものとする。

上川総合振興局(地域創生部地域政策課)

・電話(NTT回線) 46-5918・FAX(NTT回線) 46-5204

・総合行政情報ネットワーク 電話6-550-2191、FAX 6-550-2083

第4章	災害予防計画	

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防 災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、 災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設 の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図 るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結 しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に 努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域(以下「災害危険区域」という。) を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における 災害予防策を講ずるものとする。

第1 本町における重要警戒区域及び整備計画

「災害危険区域現地調査実施要領」に基づく、本町における災害の発生が予想される重要警戒 区域は、資料編に掲載する次の別表1及び3、4のとおりである。

資料編:第4章-別表1 水防区域

資料編:第4章-別表3 山腹崩壊危険区域 資料編:第4章-別表4 土石流危険区域

さらに、災害危険区域の位置図として資料編に別図1のとおり掲載する。

資料編:第4章-別図1 災害危険図

また、町内における危険物の取扱所及び貯蔵所等の所在一覧は、資料編に掲載する別表5のと おりである。

資料編:第4章-別表5 危険物取扱所及び貯蔵所

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び 防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、 本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1. 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2. 町

- 1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- 2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- 3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する 検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く 一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。
- 4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における 町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとと もに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施される よう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 6 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の 連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌(紙)等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 和寒町地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - 1) 自助(身を守るための備えや備蓄)・共助の心得
 - 2) 防災の心得
 - 3) 火災予防の心得
 - 4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - 5) 農作物の災害予防事前措置
 - 6) その他
- 4 災害の応急措置
 - 1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - 2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - 3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - 4) 災害時の心得
 - ① (家庭内、組織内の)連絡体制
 - ② 気象情報の種別と対策
 - ③ 避難時の心得
 - ④ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - 1) 被災農作物に対する応急措置
 - 2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実 践的な対応方法(災害時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保 など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定 が行われるよう促す。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の 充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のも のとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災 の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、町単独又は地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関等」という。)の、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努める とともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うと ともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

1. 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材、機材の輸送、広報・ 通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を伴った訓練を実施する。

2. 土砂災害に係る避難訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・ 給食等を折り込んだ訓練を実施する。

3. 消防訓練

消防機関の出動、隣接町村の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、 広報・情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。

4. 救難救助訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・ 給食等を折り込んだ訓練を実施する。

5. 情報通信訓練

災害時における防災に関する命令の伝達、観測結果その他の情報等の伝達を迅速かつ的確に行えるよう訓練又はその指導を行う。

6. 非常招集訓練

災害時に迅速に非常配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び参集要領等についての 訓練の実施又はその指導を行う。

7. 総合訓練

具体的な災害を想定し、関係行政機関と協力して、防災業務に従事する職員の総合防災訓練、 一般住民の避難訓練等の実施又はその指導を行う。

8. 防災図上訓練

各種災害に対処するため応急対策訓練を図上において実施する。

9. その他災害に関する訓練

地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び道、防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第4 民間団体等との連携

町及び道、防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施・支援する。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第1 食料その他の物資の備蓄並びに調達体制の整備

1. 基本的事項

- 1) 対象者及び品目
 - ① 対象者
 - ア 避難所に収容された者
 - イ 住家の被害が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等であって炊飯のできない 者
 - ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者で、食料品の持ち合せがなく調達 ができない者
 - エ 災害地において救助、応急復旧作業等に従事する者で、給食を要する者
 - オ 特に、要配慮者に配慮するとともに、その他町長が必要と認めた者
 - ② 品目

備蓄は、乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、要配慮者にあたる乳幼児には乳児食(粉ミルク、調整粉乳)等、調理不要で保存期間の長い品目とする。

2) 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、災害時の被害を想定した必要数量等を把握の上、食料の備蓄品目、数量、災害時に おける調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項等について、食料の備蓄並びに調 達計画の作成に努める。

2. 食料及び給食用資機材の確保・備蓄

1) 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者と食料調達に関する協定を締結するなど、 備蓄・調達体制を整備し、災害時における避難者及び災害救助従事者を対象とする食料及び 給食用資機材の備蓄を行う。

また、町民に対し3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に 努めるよう、防災週間や防災関連行事等を通じて啓発を図る。

2) 町は、事業所在勤者のための食料の備蓄体制の整備を事業者へ要請するとともに、休日における住民への備蓄食料の供与について要請する。

3. 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄・調達計画に基づき、生産者・販売業者並びに近隣市町村、道の協力を得て食料等の調達を行う。

4. 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

第2 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1. 基本的事項

- 1) 対象者及び品目
 - ① 対象者

被災者(避難者)及び災害救助従事者とし、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、 外国人等の要配慮者に配慮する。

- ② 被災者及び災害従事者のための飲料水及び給水用資機材を確保する。
- 2) 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、災害時の被害を想定した必要数量等を把握の上、飲料水及び給水用資機材の備蓄並 びに災害時における調達先、輸送方法その他必要事項等について調達計画の作成に努める。

2. 飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達

町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の備蓄(整備)に努める。

- 1) 発災時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、町及び各家庭・事業所は、平常時から飲料水の備蓄に努める。
- 2) 迅速な応急給水を行うために必要な飲料水及び給水用資機材(ポリ容器、給水タンク車、 給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等)を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機 材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力が得られるように努める。

第3 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1. 基本的事項

- 1) 対象者及び品目
 - 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品が喪失又はき 損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入 手することができない状態にある者とする。

また、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

② 品目

ア 寝具 イ 衣服 ウ はだ着 エ 身回り品 オ 炊事用具 カ 食器 キ 日用品 ク 光熱材料

ケ 簡易トイレ コ 情報機器 サ 要配慮者向け用品

シ 紙おむつ ス 女性用衛生用品 セ マスク ソ 消毒液

③ 民間事業者等への協力の要請

町は、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

2) 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、災害時の被害を想定した必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、災害時に おける調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達計画の作成 に努める。

2. 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。また、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて町長が決めることとする。

3. 生活必需品等の調達体制の整備

生活必需品等の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4. 生活必需品の輸送体制の整備

生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者との協定の締結に努める。

第4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1. 基本的事項

- 1) 対象者及び品目
 - ① 対象者

災害時に町及び道が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及 び避難場所において一時的に収容・保護した避難者(被災者)とする。

② 品目

ア ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋

- イ バール、ジャッキ、のこぎり
- ウ発電機、投光器
- エ ハンドマイク
- オ 移送用具(自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等)
- カ テント、防水シート
- キ 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- ク 仮設トイレ (簡易トイレ)
- ケ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ③ 民間事業者等への協力の要請

事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

2) 災害救助用物資・資機材の備蓄計画の作成

町は、災害時の被害想定及び各避難所及び避難場所の収容人員の計画に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法並びにその他必要事項等について、 災害救助用物資・資機材備蓄及び調達計画の作成に努める。

2. 災害救助用物資・資機材の備蓄

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄を行う。

3. 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄物資の拠出、仕分け、輸送に関し担当 課と十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者との協定の締結に努 める。(資料編:協定3 災害時における応援協定一覧)

第5 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1. 基本的事項

- 1) 対象者及び品目
 - 対象者

災害時に町及び道が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及 び避難場所において一時的に収容・保護した被災者(避難者)とする。特に、高齢者、障 がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

② 品目

災害用医療セット(救急箱)、ベッド兼用担架等の応急用資機材並びに消毒剤、止血剤 及び各種疾患用剤等の医薬品等とし、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる 医薬品等医療資機材から順次備蓄に努める。

2. 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達

被害想定に基づく人的被害の数量及び医療関係機関における現在のストックの状況を把握の 上、町が備蓄すべき医療救護資機材、医薬品の品目、数量、保管場所、その他必要事項等の備蓄 計画を策定しておくものとする。

- 1) 発災時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び更新に努める。
- 2) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材

3. 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療用資機材の集積所、救護所、避難所等における輸送体制について担当課と協議して おくほか、輸送業者と協定の締結に努める。また、医薬品等の備蓄にあたっては、適正な管理と 保存期限ごとの更新を行う。

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際 し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ず るよう努める。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援(受援)体制の整備

1. 町

- 1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、 日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共 有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- 2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携、協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

2. 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

3. 防災関係機関等

あらかじめ、道、その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図る とともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携につい ても検討する。
- 2) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、 土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災 害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環 境整備に努める。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、自治会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、 消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災 活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成 に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく こととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住 民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつか のブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1. 平常時の活動

1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃からの備えや、 災害時の的確な行動が重要であり、自治会等の会合などを利用して防災に関する正しい知識 の普及を図るものとする。

2) 防災訓練の実施

災害発生時において、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得するものとする。

個別訓練として、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等を地域の実情 に応じて実施するものとする。また、一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対 する地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を検討し実践するため、 町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練の実施に努めるものとする。

3) 防災点検の実施

災害発生時において、被害拡大の原因となるものが家庭内や町の区域内に多くあると考えられるので、町民自らが自主的な点検を実施するほか、自主防災組織としても期日を定めて 一斉に防災点検を実施するものとする。

4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、その活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかに応 急措置をとることができるよう日頃から点検を行うものとする。

2. 非常時及び災害時の活動

1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時に発生した被害状況を迅速かつ正確に把握して町に報告するとともに、防災関係機関による情報を町民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動を行うものとする。このため、あらかじめ以下の事項を定めておくものとする。

- ① 連絡をとるべき防災関係機関名
- ② 防災関係機関との連絡手段
- ③ 防災関係機関の情報を町民に伝達する責任者及びルート また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、町の区域の被災状況、救助活動の状

況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に努めるものとする。

2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末などの出火防止措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が 発生した場合は、消火器などにより初期消火に努めるものとする。

3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町へ通報するとともに、二次災害発生に十分注意しながら救出活動に努めるものとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を行うとともに、状況により医療機関・救護所へ搬送 するものとする。

4) 避難の実施

町長等から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する高齢者等避難が発令された場合には、町民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な 運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版(Doはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び 整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

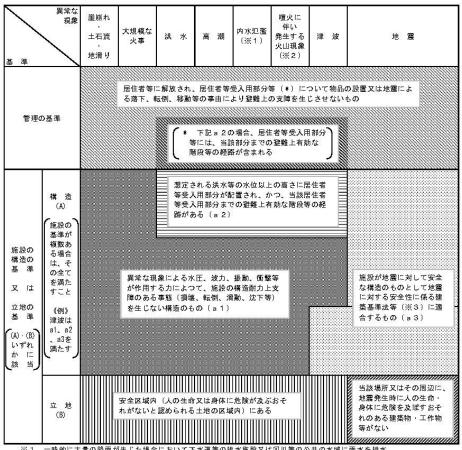
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害 種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め るとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって 危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 4 町道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域 一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具 体的な手順を定めるよう努める。
- 5 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等 の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。
- 7 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際に は発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであるこ とについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。



- ※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排れ
- できないことによる浸水
- ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
- ※3 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 並びにこれに基づく命令及び条例の規定
- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、 施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者 と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。			
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備			
	を有すること。			
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。			
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。			

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の 基準に適合する施設を指定する。
 - 1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - 2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - 3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。
 - 1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
 - 2) 老人福祉センター等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - 3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - 4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
 - 5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えよう とするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難 所の指定を取り消す。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 町における避難計画の策定等

1. 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示及び高齢者等避難(以下「避難指示等」という。)を発令する ため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準(発令基準)を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準(発令基準)について、日頃から住民等への周知に努める。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を 絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に 努める。 また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

2. 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は 身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の 伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマ ップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

3. 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて 避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、 福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

- 1) 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法
- 2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法(観光地などについては、観光入り 込み客対策を含む。)
- 4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- 5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置
 - ② 毛布、寝具等の支給
 - ③ 衣料、日用必需品の支給
 - ④ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- 6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序保持
 - ② 住民の避難状況の把握
 - ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - ④ 避難住民に対する各種相談業務
- 7) 避難に関する広報
 - ① 町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等による周知
 - ① 緊急速報メールによる周知
 - ② 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む。)による周知
 - ③ 避難誘導者による現地広報
 - ⑤ 住民組織を通じた広報

4. 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や 各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生 じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意する。また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画 を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を 期する。
 - 1) 避難の場所(指定緊急避難場所、指定避難所)
 - 2) 経路
 - 3) 移送の方法
 - 4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - 5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - 6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害 からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、道及び北海道財務局と、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1. 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を 定める。

2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者の名簿を関係者 に提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

5) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に 避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等につ いての個別計画を策定するよう努める。

6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2. 社会福祉施設等の対策

1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、診療所、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき 行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、 各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施 する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

区分	施設名称	所 在	電話	
介護施設	特別養護老人ホーム「芳生苑」	和寒町字三笠6番地	32-3164	
	・デイサービスセンター「健楽苑」		32-3725	
	通所介護 なのはな	和寒町字三笠6番地	32-2884	
	ぐるーぷほーむ おや里かん	和寒町字大成121番地	32-6881	
保育所	和寒保育所	和寒町字三笠95番地	32-2242	
児童館	和寒町子育て支援センター「こども館」	和寒町字三笠96番地	32-3125	

浸水想定区域内災害時要配慮者関連施設

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定める ところによる。

第1 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある 地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達でき るよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した 場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保 するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段 の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線(戸別 受信機を含む。)等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網等の有線通信シス テムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手 段の整備に努める。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、 国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

第9節 建築物災害予防計画

第1 まちの不燃化の推進

1. 防火、準防火地域の指定

建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物の 建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。

2. 老朽木造建築物等密集市街地等の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な 状況にあるため、こうした地域については建築物の不燃化を推進する。

また、空き地や駐車場となっている敷地に新たに建物を造る場合には、防火性能の高い建物とし、延焼を防ぐための防火帯としての機能を十分に持たせる必要がある。

3. 消火活動困難地域の解消

道路・空き地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

4. 延焼遮断地帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空き地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

5. 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように、各年度の整備計画に基づき整備する。

6. その他の災害防止事業

火災時に効果的な消防活動が可能となるよう、消防活動路の確保について検討する。また、公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第2 公共建造物の安全化

庁舎、消防、警察、学校、会館等の施設は、風水害等の災害時においては応急対策活動の拠点 となることに加え、一部避難所としての利用も想定できるため、これら施設の安全化及び施設機 能の確保を図る。

また、庁舎や診療所等の施設は、大雨、台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、 停電に備えてバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第3 一般建築物の安全化等

1. 住民への意識啓発

町は、住民に対して次の意識啓発を行う。

1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存 建物については改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実 施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。 2) 危険地域における住宅等の安全性確保のための啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全な措置の啓発に努める。また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対して、移転促進のために助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

2. 特殊建築物等の安全化

1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存 建物については改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実 施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

- 2) 特殊建築物の定期報告
 - 1) の特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。
- 3) 特殊建築物の定期的防火検査の実施
 - 1) の特殊建築物については、「建築物防災週間」において、消防等の協力を得て防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第4 ライフライン施設の安全化

1. 電力施設(北海道電力株式会社)

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があるため、情報連絡体制の整備、災害応急対策要員の確保、必要な資機材の備蓄、調達体制等の整備を要請する。

また、災害復旧の迅速化を図り、電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本とし、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

2. LPガス事業者

LPガス事業者は、以下のとおり、災害予防のため、LPガス施設について安全性に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進する。

- 1) 新規工事施工時および定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。
 - ① LPガス設備全般について、安全性が確保できるよう整備を進める。
 - ② 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用の チェーンにより固定する。
- 2) 風水害等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。
 - ① 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。
 - ② 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売事業者の点検を受けるよう指導する。

③ 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3. 水道施設

水道施設の災害時における被害を最小限にとどめ、災害時の飲料水の確保及び施設被害の応急 復旧に対処するため、水源の多系統化、水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能の強化に努める。

4. 通信施設(東日本電信電話㈱北海道北支店)

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となり、また、住民に混乱を起こすおそれがあるため、 通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材 の備蓄、調達体制の整備等を要請する。

第5 交通施設の安全化

1. 道路施設

道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たすとともに、災害発生時には避難、救護、消防活動等に重要な役割を担い、また、火災の延焼を防止する等、被害の軽減のための重要な柱である。また、農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されており、豪雨等により山腹崩壊、土砂崩壊、落石等の被害も予想されるため、防止施設の設置を検討する。

第6 文化財の災害予防

町内の貴重な文化財を災害から保護するため、道・町指定等の文化財及びそれらを収容する管理施設について、町及び所有者等は文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の整備の推進を図る。

1. 防火設備の整備

- 1) 消火設備の整備:消火器、消火用水槽等
- 2) 警報設備の拡充:自動火災報知設備、漏電火災警報器等
- 3) その他設備の拡充:消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進等

2. 予防対策指導の推進

- 1) 防火管理体制
- 2) 国、道への災害通報体制
- 3) 災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立
- 4) 自衛消防組織の確立
- 5) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

3. 防火思想の普及啓発

広報紙や講演会に、関係者の協力を得て防火思想の普及啓発を図る。また、防火訓練等を通じて文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。

第10節 消防計画

第1 消防体制の整備

1. 和寒町消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、町地域防災計画の内容を踏まえ、士別地方消防事務組合和 寒支署により、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2. 消防計画の作成

町は、1.の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成する。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を 図るため、消防学校及び町において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を 実施する。

第4 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第5 士別地方消防事務組合消防計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒及び制圧して、住民の生命、身体並びに財産を保護するとともに被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

1. 消防組織

消防組織の状況については、「資料編:第4章-別表7 消防組織」のとおりである。

2. 消防施設整備状況

消防施設整備状況については、「資料編:第4章-別表8 消防施設整備状況」のとおりである。

3. 火災予防計画

地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共福祉の増進に資するため、 防災体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図ることを定める。

- 1) 火災予防指導
- 2) 火災予防査察
- 3) 広報活動・諸行事による防火思想の普及
 - ① 火災予防運動の実施
 - ② 報道機関との連携
 - ③ 印刷物の配布
 - ④ 広報車による巡回広報

4. 警 防

地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共福祉の増進に資するため、 防災体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図ることを定める。

1) 火災警報発令及び伝達

町長は、消防法第22条の規定に基づき、旭川地方気象台が火災気象通報の発表を行った場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

消防支署長は、その状況を消防長を経由して士別地方消防事務組合管理者に報告し、承認を受けて、火災警報を発令しなければならない。

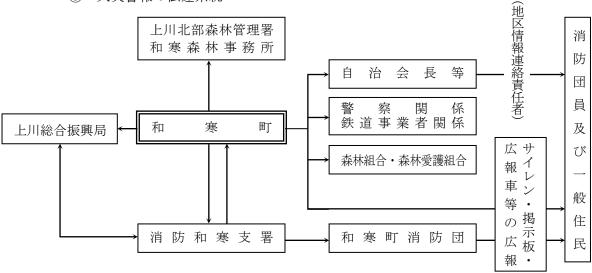
① 火災警報の発令基準

ア 実効湿度が67%以下、最少湿度が35%以下に下がり、最大風速が8m/sを超える見込みのとき。

- イ 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ウ 気象上特殊な警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき。
- ② 火災警報発令信号及び解除信号

	火災警報発令	火災警報解除	
サイレン	約30秒 約30秒 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	約10秒 約1分 	
掲示板	「火災警報発令中」赤地白文字	掲示板の撤去	
吹流し	赤色白色赤色	吹流しの降下	
旗	赤色白色	旗の降下	

③ 火災警報の伝達系統



2) 招集及び出動

① 消防職員及び消防団員の招集

消防職員及び消防団員の招集は、火災の規模気象状況により、おおむね次の区分により 招集する。

ア 招集要領

サイレンの吹鳴又は電話等により招集する。

イ 火災警報発令時

消防職員及び消防団員の一部を招集する。

ウ 通常火災

- a 火災信号、その他の方法で火災を認知した消防職員、団員は速やかに署及び団に急行し、上司の指示により行動する。
- b 応援出動の場合は、必要に応じ職員、団員を招集する。

工 非常災害等

火災信号、その他の方法で災害を認知した消防職員、団員は速やかに災害現場又は 署及び詰所に急行する。

② 出動区分

火災時の出動区分は、おおむね次のとおりとする。

ア 第1種出動

偵察出動、車輌火災及び小規模の火災であり、消防署隊で十分であると認められた ときとする。

イ 第2種出動

非番消防職員及び管轄区域消防団員による消防隊の出動とする。

ウ 第3種出動

消防組合内及び他市町村等の応援を要する状態に至り、消防長又は現場総指揮者が 要請を指示したときとする。

③ 応援出動

応援協定市町村より応援の要請があるとき、又は近接市町村の火災を発見、又は察知したときとする。

5. 教育訓練計画

1) 学校教育

5) 救急訓練

2) 一般教育

6) 救助訓練

3) 訓練

7) 水災防御訓練

4) 火災防御訓練

6. 相互応援体制

不測の大規模災害に対処するため、消防組織法第21条の規定に基づき北海道内の市、町及び消防の一部事務組合により相互の応援体制の確立を図る。(北海道広域消防相互応援協定、平成3年4月1日施行)

7. その他

この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、士別地方消防事務組合消防計画によることとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

第1 水防区域

町内河川のうち、水防区域は、資料編(第4章-別表1 水防区域)のとおりである。

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第4節 融雪災害予防計画」による。

1. 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理 に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

2. 予防対策

- 1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-アラート)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- 2) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ④ 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設(①又は②に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申し出のあった施設に限る。)
- 3) 町地域防災計画において上記 2) ③に掲げる事項を定めるときは、町地域防災計画におい

て、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定める。

- ① 要配慮者利用施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)
- ② 大規模な工場その他の施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)
- 4) 浸水想定区域をその区域に含む町の長は、町地域防災計画において定められた上記 2) ① ~③に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。
- 5) 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

第3 河川等はん濫の防止対策

1. 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

町において把握している河川等の重要水防区域及び危険な箇所について、地域住民への周知に 努める。

また、災害時における住民の円滑並びに迅速な避難を確保するため、河川がはん濫した場合、 平常時より住民の地区ごとの避難場所等について周知徹底を図る。

河川の浚渫は、平常時において地元関係者の協力により随時に実施し、排水能力の確保を図るとともに、警察署及び消防機関と協力して河川等の災害危険性等に関する以下の状況の把握に努め、その結果を必要に応じて関係地域の住民に周知する。

1) 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

各河川、水路等は災害復旧、改修事業により逐次改良を行っているが、未改良部分が多く、 出水時の堤防決壊、家屋及び耕地への浸水、土砂流入等災害発生の要因が多く、これら河川 等についても逐次改良に努める。

2) 河川及び治水施設等の整備方策

従来からの河川等のはん濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床堀削等による河道の整備、 遊水池、分水路等の建設及び下水道事業等による雨水排水の整備をはじめ、治水施設等の整 備を進める。

災害が発生するおそれのあるときは、用排水施設の管理者等は、直ちに用排水施設の点検をし、防災の処置を講ずるとともに、その状況を町長に連絡する。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

- 3) 指定避難所等の配慮状況・堅牢年度の把握
- 4) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

2. 水防資機材の整備の推進

水防用備蓄資機材の拡充を図る。

また、担当課長は、平素から備蓄防災資機材の点検補充整備に努め、異常気象等災害発生のおそれがある場合、直ちに調達可能数量を調査把握し、必要と認めるときは、資材等の現場配備を

行う。

3. 警戒体制の確立

気象台の予警報が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めたときは、災害の早期防止に努めるため、担当課及び消防団等は必要に応じ危険区域等を巡視し、防災に必要な措置を講ずる。

第4 水防計画

1. 水防の責務

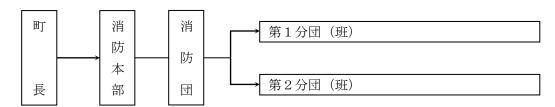
水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

- 1) 和寒町(水防管理者) 責務
 - 町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。
- 2) 北海道(上川総合振興局・上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所)
 - ① 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
 - ② 知事(上川総合振興局長)は、気象庁長官(旭川地方気象台長)が気象の状況により、 洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた 内容を通知するものとする。

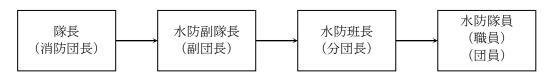
2. 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は現地対策部で行うものとする。

1) 水災の場合は、災害対策本部よりも早い時点に活動が始められることが通常と予想されるので、本部組織の場合に準じて次のとおり組織するものとする。



2) 水防隊の編成



3. 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所 轄するものとする。

4. 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒区域は、「資料編:第4章-別表1 水 防区域」のとおりである。

5. 雨量、水位観測所

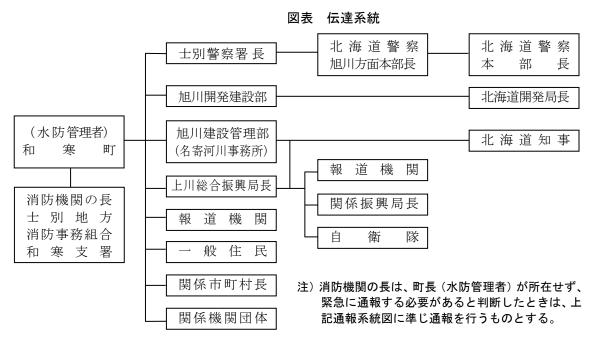
町の区域内に設置された雨量・水位観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を 行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関または観測担当者と連絡をとり、その状況 を把握しておくものとする。

観測所名	水系名 (河川名)	所在地	管理者	備考
和寒(気象)	天塩川(天塩川管内)	和寒町字北町	旭川地方 気象台	テ
和寒	天塩川(剣淵川)	和寒町字松岡 (旧和寒中学校グランド内)	旭川開発 建設部	テ
剣淵	天塩川(剣淵川)	和寒町字三笠8-2地先	北海道	テ
辺乙部川	天塩川(辺乙部川)	和寒町字菊野283番地3地先	北海道	テ
福原	天塩川(辺乙部川)	和寒町字福原	旭川開発 建設部	テ
ワッカウエンナイ川	天塩川 (ワッカウエンナイ川)	和寒町字三笠93番地3地先	北海道	テ
松風橋	天塩川 (マタルクシュケネブチ川)	和寒町字南丘	北海道	テ
中和気象観測所 (マメダス)	天塩川	和寒町字中和1113番地	和寒町	
北原気象観測所 (マメダス)	天塩川	和寒町字北原228番地	和寒町	
西和気象観測所 (マメダス)	天塩川	和寒町字西和575番地	和寒町	
大成気象観測所 (マメダス)	天塩川	和寒町字大成120番地	和寒町	

(注)「テ」は水防テレメータ観測局設置場所

6. 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報する ものとする。



7. 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン、インターネット、SNS等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

方法区分	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号	●休止 ●休止 ●休止	●一休止 ●一休止 ●一休止 5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒	はん濫注意水位に達した とき及び気象台からの気 象の通報を受けたとき。
出動 第1信号	0-0-0 0-0-0 0-0-0 0-0-0	●-休止 ●-休止 ●-休止 5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒	町及び消防機関に属する 者全員が出動するとき。 (消防機関・水防団等)
出動 第2信号		●一休止 ●一休止 ●一休止 10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒	町の区域内に居住する者 が出動するとき。
危険信号 (避難・立 ち退き)	乱打	●-休止 ●-休止 1分-5秒 1分-5秒	必要と認める区域内の居 住者に避難のため立ち退 きを知らせるとき。

(備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること

- 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない
- 3. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車により周知すること

8. 重要水防施設(樋門、樋管)

町内の重要水防施設(樋門、樋管)については、「資料編:第4章-別表2 重要水防施設(樋門、樋管)」のとおりである。

9. 水防倉庫及び主要資機材の備蓄

町の水防倉庫及び主要資機材の備蓄状況は、「資料編:第4章-別表6 水防倉庫及び主要備 蓄資機材一覧」のとおりである。

なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、調達するものとする。

10. 非常監視及び警戒

消防本部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- 1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- 2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- 3) 上面の亀裂又は沈下
- 4) 堤防の水があふれる状況
- 5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水ととびらの締まり具合
- 6) 橋梁とその他構造物と堤防の取り付け部分の異常
- 7) ため池等については、1) ~ 6) までのほか、次の事項について注意するものとする
 - ① 取入口の閉塞状況

- ④ 余水及び放水路付近の状況
- ② 流域の山崩れの状態
- ⑤ 重ね池の場合の上部ため池の状況
- ③ 流入水及び浮遊物の状況
- ⑥ 樋管の漏水による亀裂及びがけ崩れ

11. 非常配備体制

- 1) 本部長は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとるものとする。
 - ① 本部長は水防活動を必要とする場合は非常配備の体制をとるものとする
 - ② 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
 - ③ 知事から指示があったとき
- 2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 第4-2 非常配備体制」による。

本部長は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、以上を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

12. 警戒区域の設定

1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職団員又は警察官により 危険防止対策を行うものとする。

2) 前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がないとき、又はこれらの者から 要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

13. 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速的確に作業を実施するものとする。

その工法はおおむね次のとおりとする。

1) 土俵の積み上げ

- 4) 流木、堆積物等障害物の除去
- 2) 木流し、三基枠等による増破防止
- 5) 決壊部をビニールシート等で覆う
- 3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設

14. 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知するものとする。

15. 水防報告

1) 土のうの積み上げ

水防管理者(町長)は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

- ① 消防機関を出動させるとき
- ② 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- ③ その他必要と認める事態が発生したとき
- 2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する第4章-様式1%の規定による水防活動実施報告を翌月5日までに上川総合振興局長に2部提出するものとする。

※ 資料編:第4章-様式1 水防活動実施報告書

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するため、次のとおり予防対策を実施する。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把捉して、臨機に 対応できる措置を講ずるものとする。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。 また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行 うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風に よる落下防止対策等の徹底を図る。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)
 - 1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - 2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取りつけ、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - 3) えんとつ、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - 4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下「雪害」という。)に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4) 積雪における消防体制を確立すること。
- 5) 雪害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制 を整えること。
- 7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ① 食料、燃料等の供給対策
 - ② 医療助産対策
 - ③ 応急教育対策
- 8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生予防について十分な配慮をすること。

第2 町及び防災関係機関の予防対策

1. 気象観測及び情報収集

1) 札幌管区気象台(旭川地方気象台)

札幌管区気象台(旭川地方気象台)は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を北海道雪害対策連絡部(以下「連絡部」という。)に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報(現在の雪)」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。

2) 北海道開発局(旭川開発建設部)

北海道開発局(旭川開発建設部)は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、 その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

- 3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社
 - 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。
- 4) 北海道(上川総合振興局旭川建設管理部) 北海道(上川総合振興局旭川建設管理部)は出張所等で観測する積雪状況等を把握し、そ

の状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2. 交通、通信、送電及び食料の確保

1) 和寒町が管理する道路

町が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は下記のとおりである。

種類	除雪目標
第1種	市街地連担地区及び公共施設に通じる路線並びに生産物出荷、搬出する路線を主として おり、路面の積雪状態を常に巡視し、道路交通に支障あるときは直ちに出動し昼間交通 を確保する。
第2種	集落を結ぶ路線を主とし、1種に準じ積雪状態を巡視し、1種路線の終了後引き続き作 業を行う。
第3種	第1・2種路線以外の路線を主とし、初期の降雪時及び降雪が比較的少ないときは2種 と同じく開通させる。ただし、連続降雪の場合は一時中止をする。
第4種	第1・2・3種路線以外の末端路線で高速車による除雪のできない区間は低速車で除雪 を行う。
その他 の路線	降雪日が比較的少なく、気象予報等から判断して除雪事態の発生がないものと推測されるとき、作業後の措置、除雪機械運行の能力等を十分考慮の上実施する。ただし、その場合でも除雪車等が安全運行できる路線に限定される。

① 除雪指定計画路線

除雪指定計画路線は、年度毎の除雪計画により実施するものとする。

② 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な 事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力 して、速やかに救援の措置をとるものとする。

2) 北海道開発局(旭川開発建設部)

北海道開発局(旭川開発建設部)が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪を行い、交通 を確保する。

3) 北海道(上川総合振興局旭川建設管理部)

北海道(上川総合振興局旭川建設管理部)が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2 車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2 車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1 車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。
歩道	除雪	所定の幅員を確保する。 異常降雪時は、降雪後速やかに歩行に支障のない幅員を確保する。

4) 北海道警察(警察署)

北海道警察(警察署)は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議の上、通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害により列車ダイヤに支障をきたさないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点をおくものとする。

6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式 会社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、雪害により電気通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 7) 北海道電力ネットワーク株式会社(名寄ネットワークセンター) 北海道電力ネットワーク株式会社(名寄ネットワークセンター)は、着氷雪、風圧及び荷 重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障をきたさないよう努めるものとする。
- 8) 北海道農政事務所(旭川地域拠点) 北海道農政事務所(旭川地域拠点)は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行 うものとする。
- 9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害(以下「融雪災害」という。)に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置 を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5) 融雪災害時に適切な避難指示の発令ができるようにしておくこと。
- 6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー 等の設定に努めること。
- 9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 町及び防災関係機関の予防対策

1. 気象情報及び積雪状況の把握

- 1) 町は、融雪期においては気象官庁署機関と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。
- 2) 札幌管区気象台(旭川地方気象台)は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を北海道融雪災害対策連絡部(以下「連絡部」という。)及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について「積雪速報(現在の雪)」を札幌管区気象台のホームページに掲載する。
- 3) 北海道開発局(旭川開発建設部)、北海道(上川総合振興局旭川建設管理部)及び北海道 旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報す るものとする。また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報 等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。
- 4) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2. 融雪出水対策

1) 町は、「第4章 第1 本町における重要警戒区域及び整備計画」に定める重要水防警戒 区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により 万全の措置を講ずるものとする。

- ① 町及び消防機関は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- ② 町及び河川管理者は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- ③ 被災地における避難経路及び避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。
- ④ 町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく 狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破 砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行 うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材 の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。
- 2) 北海道開発局(旭川開発建設部)及び北海道(上川総合振興局旭川建設管理部)は、融雪 出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防 対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行うも のとする。
- 3) 貯水池等水防上重要な施設の管理者は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、不測の事態に備え、非常用電源や燃料等についても、あらかじめ確保しておくものとする。また、下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3. なだれ等予防対策

- 1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。
- 2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。
- 3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4. 交通の確保

- 1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、 道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- 2) 道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5. 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社旭川支店及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気 通信及び送電に支障をきたさないよう十分配慮するものとする。

6. 水防思想の普及徹底・広報活動

- 1) 町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
- 2) 日本放送協会及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し一般住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第3 応急対策

1. 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部 に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2. 避難・救出等の措置

- 1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡を とり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万 全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要 請するものとする。
- 2) 北海道警察(警察署)は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次の定めによる。

第1 現 況

「第4章 第1 本町における重要警戒区域及び整備計画」の定めによる。

第2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難 指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者へ の支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事 項について記載するものとする。
- 2 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲 げる事項について定めるものとする。
 - 1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - 2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施 に関する事項
 - 4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - 5) 救助に関する事項
 - 6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難 体制に関する事項
- 3 町地域防災計画において、前項 4) に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項 1) に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 4 警戒区域等をその区域に含む場合は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- 5 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体 的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位 として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する 土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なっ た区域等を基本に発令するものとする。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地滑りや崖崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、 土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山 地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、次のとおり土 砂災害の予防対策を実施するものとする。

1. 地すべり・急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)等予防計画

町及び防災関係機関は、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)が発生した場合は、速やかに町民に周知し、避難を呼びかける。さらに、町民自身による防災措置(異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図るものとする。

2. 土石流予防計画

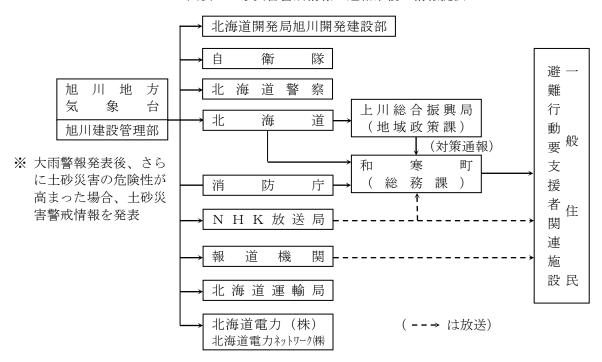
町及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常(山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等)が発生した場合は、速やかに町民に周知し、避難を呼びかけるとともに、町民自身による防災措置(異常報告、自主避難等)などの周知・啓発を図るものとする。

第4 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や町民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、町民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び基本法第55条に基づき、市町村単位で発表される。

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりであり、警戒情報及び避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン、インターネット、SNS等によって行う。

図表 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供



なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象とするものではないことに留意すること。

第5 土砂災害警戒区域等にかかる町の防災対策について

町内の避難指示等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・ 斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

1. 避難情報発令の基準

崖崩れの発生は、一般的に1時間当たり雨量20mm以上、降り始めてからの雨量が100mm以上となったら危険性が増すと言われている。また、気象庁より大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。以上のことから避難情報の発令を行う時期については、次表のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、次の基準によらず、直ちに避 難情報の発令を行うものとする。

図表 避難情報発令の基準 (参考)

避難情報	基準となる防災気象情報等
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (土砂災害)	1:大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示 (土砂災害)	1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])となった場合 3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5:土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1~2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (土砂災害)	(災害が切迫) 1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 (災害発生を確認) 2:土砂災害の発生が確認された場合 ※「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、1~2のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することもあり得る。

2. 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、広報車の巡回等により周知を行う。

3. 土砂災害警戒区域等の周知

人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等に指定される地区に居住する住民等に配布及びホームページ等で公表する。

4. 土砂災害に対する防災意識の高揚

自治会と連携を取りながら、土砂災害警戒区域等に指定される地区住民等に対して防災講座等 を実施し、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていく。

第16節 積雪·寒冷対策計画

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪 対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策 を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1. 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道 路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び道、北海道開発局等、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- 1) 除雪体制の強化
 - ① 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相 互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
 - ② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- 2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
 - ① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
 - ② 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。
- 3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2. 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

1) 緊急時ヘリポートの確保

町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を

図る。

本町におけるヘリコプター着陸可能地については、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」参照。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1. 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準 法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互 扶助体制の確立を図る。

2. 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所等、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1. 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も 予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の 締結などにより、必要な台数の確保に努める。

2. 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視 点等に配慮する。

3. 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

4. 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

5. スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客 の被災が懸念される。

町にあっては、スキー場利用客の対策について定めておく。

第17節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

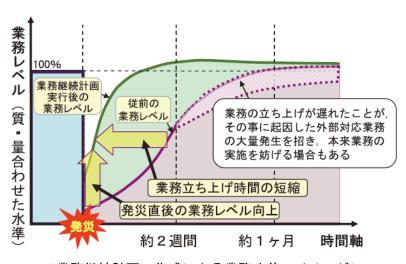
- 1. 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2. 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3. 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に 努める。

第18節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定に努める。

第1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持、継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第2 業務継続計画(BCP)の策定

1. 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2. 事業者

事業者は、事業の継続など災害時に企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において非常 時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務(事業)継続計画を策定、 運用するよう努める。 また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災 時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第5章	災害応急対策計画	

第5章 災害応急対策計画

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)の収集連絡は、災害の予防及び応 急対策を実施する基本となるものである。

道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

1. 町の災害情報等収集及び連絡

- 1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局長に報告するものとする。
 - なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するもの とする。
- 2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等報告取扱要領を定め、 災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者に総務課 長、その代理者には総務課長補佐をあてるものとする。
- 3) 地区情報連絡責任者(各自治会長等)は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

2. 災害時の内容及び通報の時期

- 1) 災害対策本部設置
 - ① 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
 - ② 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡 を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- 2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により上川総合振興局を通じて道(危機対策課)に通報する。

- ① 災害の状況及び応急対策の概要・・・・発災後速やかに
- ② 災害対策本部等の設置・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ③ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が 完了するまで随時
- ④ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3) 町の通報

- ① 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁)に報告する。
- ② 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁)への報告に努める。

3. 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び上川総合振興局長は、知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国(消防庁経由)に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接 即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告す るものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、 引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国(消防庁経由)に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4. 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析、整理、 要約、検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
N I I 凹脉	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	*-90-49013	*-90-49102
(注1)	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネット	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
ワーク (注2)	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5010

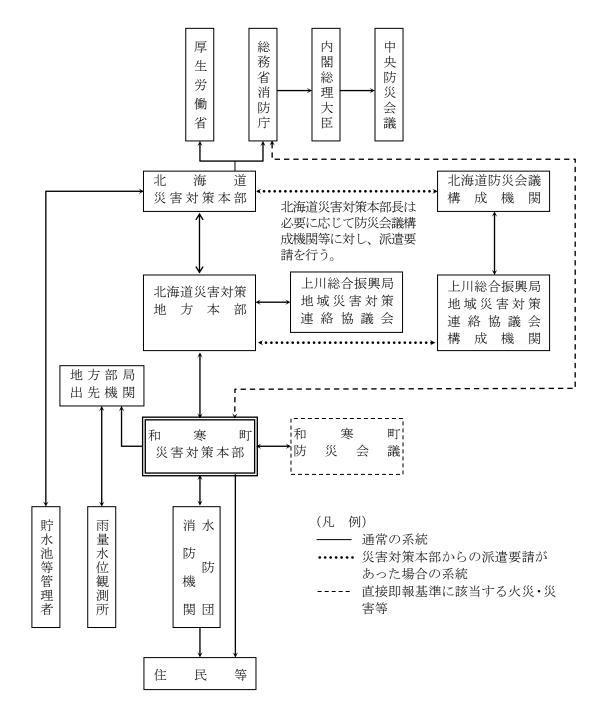
「*」各団体の交換機の特番(ただし、現在施工中の衛星無線設備更新整備工事が終了した市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。)

- (注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク
- (注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク
- (注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7514
IN I I 巴形化	FAX	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	*-90-49175
(注1)	FAX	*-90-49036
地域衛星通信ネット	電 話	*-048-500-90-49175
ワーク (注2)	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5010

5. 災害情報等連絡系統図



第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直 ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1. 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2. 電報による通信

1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。 なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

- 3) 非常・緊急電報の利用方法
 - ① 115番(局番なし)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。
 - ② NTTコミュニケータがでたら
 - ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
 - イ あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
 - ウ 届け先、通信文等を申し出る。
- 4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める電報内容、機関等
 - ① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は 配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に取り扱う。

電報の内容	機関等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

3. 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおり。

- 1) 消防機関の通信等による通信
 - 和寒消防支署及び士別地方消防事務組合の無線通信を経て行う。
- 2) 陸上自衛隊の通信等による通信
 - 北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。
- 3) 警察電話による通信
 - 警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。
- 4) 警察無線電話装置による通信
 - 北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局(パトカー)等を経て行う。
- 5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信 北海道の本庁、振興局、出先機関並びに市町村等を経て行う。
- 6) 鉄道電話による通信
 - 鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等 を経て行う。
- 7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信 北海道電力株式会社本社、支店、営業所、電力センター等を経て行う。
- 8) 東日本電信電話株式会社の設備による通信
 - 東日本電信電話㈱北海道事業部が防災関係機関(市町村等)の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置(無線系・衛星系)を利用して行う。
- 9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信
 - 上記1号から8号までに掲げる各通信系を使用し、または利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

4. 通信途絶時等における連絡方法

上記1~3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡するものとする。

(無線通信施設)

局種	施設名称	所属	(0165) 電話番号
基地局 移動局	警察無線	士別警察署 和寒駐在所	0165-32-2110 0165-23-0110
基地局 移動局	国土交通省無線	旭川開発建設部 名寄河川事務所 士別道路事務所	01654-3-3177 0165-23-3146
IJ	消防無線	士別地方消防事務組合和寒支署	0165-32-2119
"	和寒町業務無線	和寒町 総務課	
基地局	防災行政無線	和寒町 総務課	

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民等に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利 益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後 の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1. 住民に対する広報等の方法

- 1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関(コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、新聞) への情報提供をはじめ、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS (Twitter等)、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。また、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供 等について協力する。
- 3) 1) の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- 4) 1) のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート(災害情報共有システム)、全国瞬時警報システム(J-アラート)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

2. 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

3. 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。 特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策 活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し 情報の提供を行う。

4. 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第2 安否情報の提供

1. 安否情報の照会手続

- 1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・ 性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- 2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- 3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認 に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否 情報の有無

4) 町は、3) にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2. 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- 1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等 人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲におい て回答するよう努める。
- 2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者 に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用 することができる。
- 3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- 4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、 次のとおりである。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)くずれ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の指示等を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1. 町長(基本法第60条)

- 1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。
 - ① 避難のための立退きの指示
 - ② 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
 - ③ 近隣の安全な場所への待避や緊急安全確保措置の指示
- 2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や緊急 安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- 3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局長を通じて知事に報告する (これらの指示等を解除した場合も同様とする。)。

2. 水防管理者(水防法第29条)

- 1) 水防管理者は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- 2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を上川総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- 3. 知事又はその命を受けた道の職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止 法第25条)
 - 1) 知事(上川総合振興局長)又は知事の命を受けた職員は、洪水の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事(上川総合振興局長)は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。 救助法が適用された場合、 避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は 町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、 北海道地域防災計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4. 警察官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

1) 警察官は、1の2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる 者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

5. 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- 2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- 3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- 4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- 5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2 避難情報の発令基準

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生する おそれがある場合に、避難させるための基準は、次によるものとする。

1) 高齢者等避難

河川が「はん濫注意水位」に到達し、その他諸般の状況から、避難行動要支援者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

2) 避難指示

- ① 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。
- ② 大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難の準備あるいは避難を要すると判断されたとき。
- ③ 河川が「避難判断水位」に達し、その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させて おく必要があると認められるとき。

第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1. 連 絡

町、道(上川総合振興局)、北海道警察本部及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2. 助 言

1) 町

町は、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や緊急安全確保措置の 指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有して いる地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言 を求めることができる。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行う。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河 川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

3. 協力、援助

1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に 必要な協力を行う。

第4 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 避難指示、近隣の安全な場所への待避や緊急安全確保措置の指示又は高齢者等避難の理由

及び内容

- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項
 - 注) 避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、 住民に周知する。

数式1、01.1	仕口がしていた仁利	住民に行動を促す情報
警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
数式しべれて		緊急安全確保
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	(必ず発令される情報ではない)
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	白さの波器行動も変われ	洪水注意報
音成レッハレム	自らの避難行動を確認する。 	大雨注意報
警戒レベル1	 災害への心構えを高める。	早期注意情報
	火青への心情えを向める。	(警報級の可能性)

第5 避難方法

1. 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、 人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困 難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めてお く等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への待避や、緊急安全確保措置といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2. 移送の方法

- 1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。
- 2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1. 町の対策

1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、 名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意 であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者 等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難 行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ② 指定避難所(必要に応じて福祉避難所)への移動
- ② 医療機関への移送
- ③ 施設等への緊急入所
- 4) 応急仮設住宅への優先的入居 町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。
- 5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、 適切な援助活動を行う。

6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場 所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず 適切に受け入れる。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の 供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

第10 指定避難所の開設

1) 町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難 所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が 量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を 得て避難所として開設する。

- 2) 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による 孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置、維持することの適否を検討する。
- 5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

第11 指定避難所の運営管理等

1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、 食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運 営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応 じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営 業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努 める。

- 3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。
- 4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- 5) 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携し、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの

配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難の長期 化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の 頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

6) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

- 7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等 男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用 品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所におけ る安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- 8) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置し、照明を増設する。性暴力・DVについて注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 9) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な 物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等に より、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 10) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努める。

- 11) 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、 応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等 により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 12) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

- 13) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。
- 14) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。
- 15) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、 十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努 める。

16) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講ずる。

第12 広域一時滞在

1. 道内における広域一時滞在

1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在(以下、「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認める市町村長(以下、「協議元市町村長」という。)は、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- 2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- 3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求める。
- 4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- 5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- 6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を 受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機 関に通知する。
- 7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について 道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって 実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代 行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2. 道外への広域一時滞在

- 1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在(以下、「道外広域一時滞在」という。) の必要があると認める場合、市町村長(以下、「協議元市町村長」という。) は、知事に対し、他の都府県知事(以下、「協議先知事」という。) に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- 2) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事

に協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

- 3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- 4) 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- 5) 協議元市町村長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- 6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- 7) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- 8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について 道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあって も、協議先知事との協議を実施する。

3. 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4. 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う必要な応急措置に関する計画は、次の定めによる。

第1 応急措置の実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 従事命令等の実施

従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、(資料編:第5章 - 様式3 公用令書等(別表 第1号様式~第5号様式))に定める公用令書等を交付して行うものとする。

施設及び土地、家屋、若しくは物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は(様式3 公用令書等(別表 第6号様式))に定める証票を携帯しなければならないものとする。

第3 町の実施する応急措置

町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。

1. 警戒区域の設定

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

2. 応急公用負担の実施

町長は、町の区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、町の区域内の他人の土地・建物・その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができるものとする。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行第24条の規定に基づく措置を取らなければならない。

3. 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施

町長は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができるものとする。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対する通知又は当該処分に通常生ずべき損失の補償を行うものとする。

4. 他の市町村に対する応援の要求等

- 1) 町長は、和寒町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。
- 2) 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮の下に行動するものとする。

5. 知事に対する応援の要求等

町長は、町の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると 認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができるものとする。

6. 住民に対する緊急従事指示等

- 1) 町長は、和寒町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は、当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)
- 2) 町長及び消防長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者 又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。(水防法第17条)
- 3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)
- 4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の7第1項)
- 5) 本町は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷・疾病・障害 又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

第4 救助法適用の場合

救助法の適用と実施については「第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」の定めによる。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の 災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派 遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため必要があると認められる場合に行う ものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- 6 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請の要領等

1. 要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書 (「資料編:第5章-様式15 自衛隊の災害派遣要請について」参照)をもって知事(上川総合 振興局長)に要請を要求するものとする。この場合において、町長等は、必要に応じてその旨及 び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2) 派遣を必要とする期間
- 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4) 派遣部隊が展開できる場所
- 5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

2. 担当部隊及び要請依頼先

災害派遣要請の依頼は、庶務班が担当する。関係書類の提出先は、上川総合振興局地域政策課 (電話 0166-46-5918 防災無線 6-550-2191) とする。

町長は、人命救助に関し知事(上川総合振興局長)に通知するいとまがないとき、又は通信の途絶えにより知事(上川総合振興局長)と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接次の部隊の長に通知できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事(上川総合振興局長)に連絡し、上記1の手続きを行う。

(部隊通知先)

陸上自衛隊旭川駐屯地第2師団 司令部 第3部 防衛班

電話 0166-51-6111 (内線2238 (夜間・当直:内線2600))

陸上自衛隊旭川地方協力本部 電話 0166-51-6055

3. 災害派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣部隊が、円滑に活動できるよう、町担当者(庶務班)、連絡先を明確にする とともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場 所をあらかじめ定めておくものとする。

1) 受入準備の確立

知事(上川総合振興局長)から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

① 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておき、 受入れのために必要な措置をとる。

② 連絡職員の指名

町長は、派遣部隊及び上川総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

③ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣 部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

- 2) 派遣部隊到着後の措置
 - ① 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等に ついて協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他参考となる事項

4. 経費等

- 1) 次の経費は本町が負担するものとする。
 - ① 資材費及び機器借上料
 - ② 電話料及びその他施設費
 - ③ 電気料
 - ④ 水道料
 - ⑤ くみ取料
- 2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- 3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、 これを利用することができる。

5. 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに 文書(「資料編:第5章-様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について」)をもって知事(上 川総合振興局長)に対し、その旨を要求するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要求し、その後文書を提出するもの とする。

第3 自衛隊との連携強化

1. 連絡体制の確立

町長、知事(上川総合振興局長)は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請(通報)手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に 努めるものとする。

2. 連絡調整

町長、知事(上川総合振興局長)は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本計画の定めるところによる。

第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

1. 市町村に対する応援(受援)

1) 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防 災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行う。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する 職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に よう努める。

2) 応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」(資料編:協定1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定)のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

3) 基本法による応援

- ① 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、 応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求めら れた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- ② 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事(上川総合振興局長)に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事(上川総合振興局長)は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- ③ 知事(上川総合振興局長)は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、 又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2. 道から他の都府県に対する応援の要請等

1) 応援協定による応援要請

北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(資料編8-2 行政機関に関する協定)並びに「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」(資料編8-2 行政機関に関する協定)に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

2) 被災市区町村応援職員確保システムによる応援の要請

北海道において大規模災害が発生し、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であ

ると見込まれる場合には、道は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づき、 道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する ものとする。

なお、道及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した 応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるも のとする。

- 3) 基本法による応援要求
 - ① 知事は、道内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、 応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援 を拒んではならないこととされている。
 - ② 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

第2 消防機関

1 町長及び消防長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を 実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」(「資料編: 協定2 北海道広域消防相互応援協定」)に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画に定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策 を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1. 災害応急対策活動

- 1) 被災状況調査などの情報収集活動
- 2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2. 救急・救助活動

- 1) 傷病者、医師等の搬送
- 2) 被災者の救助・救出

3. 火災防御活動

- 1) 空中消火
- 2) 消火資機材、人員等の搬送

4. その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1. 北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管へリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプター の応援要請などを行う。

2. 札幌市

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援を行うとともに、道の消防防災へリコプターと連携 し、活動を行う。

3. 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、 関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4. 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、 北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動 が行われることとなる。

このため、「北海道へリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第5 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとと もに、活動に係る安全対策を講じる。

1. 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸 場を確保する。

2. 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

3. ヘリコプター発着可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、「資料編:第5章-別表3 ヘリコプター発着可能地」のとおりである。

第9節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。 なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機 関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1. 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

2. 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出 について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関 の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

3. 町(消防機関)

町(災害救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字 社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1. 被災地域における救助救出活動

町及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、 人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次の定めによる。

第1 基本方針

1. 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム(DMAT)を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市町村が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣する。

- 2. 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3. 災害派遣医療チーム (DMAT) は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4. 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の業務内容は、次のとおりとする。
 - 1) トリアージ
 - 2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - 3) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - 4) 助産救護
 - 5) 被災現場におけるメディカルコントロール (災害派遣医療チーム (DMAT) のみ)
 - 6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援(災害派遣医療チーム (DMA T) のみ)
- 5. 災害派遣精神医療チーム (DPAT) は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6. 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の業務内容は、次のとおりとする。
 - 1) 傷病者に対する精神科医療
 - 2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 医療救護活動の実施

- 1. 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- 2. 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

第3 医薬品等の確保

医療・助産に必要な医療品及び衛生材料の確保についての担当は医療班があたるものとする。 町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の 活用又は町内薬局等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又 は関係機関にその確保について要請する。

第4 輸送体制の確保

1. 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム (DMAT) の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2. 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として士別地方消防事務組合が実施する。

但し、士別地方消防事務組合の救急車両が確保できないときは、町、道が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第5 保健活動とメンタルケア

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能 性が高いため、被災者の健康管理を行うものとする。

- 1) 保健師及び栄養士は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておくものとする。
- 2) 必要に応じて避難所に救護所を設けるものとする。
- 3) 各医療機関と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図るものとする。

第6 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救 護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第7 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して 医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたと きは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに 留意する。

第11節 防疫計画

第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して 対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1. 町

- 1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号。以下「感染症法」という。)に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- 2) 上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の防疫班を編成しておく。防疫班は、 援護班の衛生係があたる。

1. 防疫班の編成

- 1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- 2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2~3名をもって編成する。

第3 感染症の予防

1. 知事の指示等

知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、 その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。

1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示 (感染症法第27条第2項)

2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示 (感染症法第28条第2項)

3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示 (感染症法第31条第2項)

4) 物件にかかる措置に関する指示 (感染症法第29条第2項)

5) 公共の場所の清潔方法に関する指示

6) 臨時予防接種に関する指示 (予防接種法第6条及び第9条)

2. 検病調査及び保健指導等

検病調査及び保健指導等は、道の編成する検病調査班によって次の要領により実施されるが、 町は関係機関と緊密な連携のもとに防疫情報の早期把握に努める。

- 1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道と連携 し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- 2) 町内の他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- 3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3. 予防接種

町長は、知事の指示により、感染症予防上必要あるときは、対象者の範囲及び期日を指定して 予防接種を実施する。

4. 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は管内における道路溝渠、公園 等の公共の場所を中心に実施する。

1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取り扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛 生にならないよう処分する。

5. 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則 第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きに ついて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

6. ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則 第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7. 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8. 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1. 健康調査等

指定避難所等の管理者等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて 医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2. 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光 消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の 消毒を実施するよう指導する。

3. 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。 また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4. 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第5 家畜防疫

1. 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、上川家畜保健衛生所長において実施する。

2. 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第1 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集 及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務 とする。

1. 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより 災害警備本部等を設置するものとする。

2. 応急対策の実施

- 1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- 2) 住民の避難に当たっては、町、消防等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、 被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等 に当たるものとする。
- 3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- 4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施 するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1. 北海道公安委員会(北海道警察)

- 1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路(高速道路を含む。) における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められるとき、また 災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるとき、区域及び道路の区間を指 定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- 2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害 応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、 所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる.
- 3) 2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2. 町(消防機関)

1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の啓開に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- 2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- 3) 消防吏員は、2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相 手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措 置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

第2 道路の交通規制

1. 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- 1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- 2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- 3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2. 規制の標識等

道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の 定める様式を、基本法によって規制したときは基本法施行規則様式に定める様式によって表示す る。(「資料編:第5章-様式6 規制の標識等」参照)

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、 とりあえず交通規制を行ったことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるも のとする。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも、規制の標識を設置するとともに、必要に応じ 警察官等が現地において指導するよう要請する。

(規制条件の表示)

道路標識に次の事項を明示して表示する。

- 禁止制限の対象
- ・規制する区間
- 規制する期間
- ・規制する理由

3. 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、開発建設部士別道路事務所、旭川建設管理部士別出張所、道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

4. 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに北海道の管理する道路内においては、旭川建設管理部士別出張所又は道路交通情報センターに連絡する。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他 応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間 を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1. 通 知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2. 緊急通行車両の確認手続

1) 知事(上川総合振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(上川総合振興局)又は警察本部、方面本部、警察署及び交 通検問所で行う。

3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

4) 緊急通行車両

- ① 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で 次の事項について行う。
 - ア 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示に関する事項
 - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ク 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- 5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3. 規制除外車面

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

1) 確認手続

① 北海道公安委員会(北海道警察)は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除 外車両であることの確認を行う。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

② 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

③ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記①に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の 使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

2) 事前届出制度

① 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理する。

- ア 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- イ 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- エ 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ② 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

4. 放置車両対策

- 1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、 道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生 車両等の移動等について要請する。
- 2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- 3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

1. 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,942kmに上っている。

1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用へリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長7,092km〉

2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾 (耐震強化岸壁を有するものを除く)、第3種漁港、第4種漁港(耐震強化岸壁を有するも の)、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地 等)を連絡する道路(道路延長3,579km)

3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長271km〉

2. 町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点(役場庁舎、指定ヘリポート等)、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、士別警察署と連携のもと、「第5章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の 移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速確実 に行うための計画は次に定めるところによる。

なお、町、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する機関の長(町長)が行うものとする。 災害時輸送の総括は、作業班運輸係が行うものとする。

第2 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1. 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2. 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めると ころによる。

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1. 町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2. 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3. 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第2 食料の供給

1. 町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について上川総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知)第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)に直接、又は、上川総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

2. 北海道

知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部(内閣府)に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への 提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知)第4章第11の規定により、政策統括官から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3. 北海道農政事務所

北海道及び被災町と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

第3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第14節輸送計画」 及び「第32節労務供給計画」により措置するものとする。

第16節 給水計画

この計画は、災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染のため飲料水の 供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な 事項を定めることを目的とする。

第1 実施責任

被災地の飲料水の応急供給は町長の指示により援護班施設係及び救助班作業係が実施する。援 護班施設係及び救助班作業係員及び町指定水道業者は、相互に連絡を密にし浄水の確保と給水に 万全を期するものとする。(災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合も同様とする。)

1. 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに給水施設等の応急復旧を実施する。

1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地 給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たる ものとする。

第2 給水の実施

1. 給水の方法

1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防 タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、 その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2. 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給について は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

1. 町

- 1) 物資の調達、輸送
 - ① 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
 - ② 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
 - ③ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に 調達できる方法を定めること。
- 2) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- ① 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- ② 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第2 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する物資供給の範囲は、次のとおり。

- 1) 寝具(就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等)
- 2) 外衣(洋服、作業衣、子供服等)
- 3) 肌着(シャツ、パンツ類等)
- 4) 身の回り品(タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等)
- 5) 炊事道具(鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等)
- 6) 食器(茶碗、皿、箸等)
- 7) 日用品(石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等)
- 8) 光熱材料(マッチ、ろうそく等)
- 9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った次の下記の者に対し、被害 状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸 与する。

- 1) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者。
- 2) 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者。

第4 衣料、生活必需物資の調達先

調達可能数量等を保有する町内の各衣料品店及び日用品取扱店から調達するものとする。なお、町内での調達が困難な場合は知事に斡旋を依頼し、調達するものとする。

第5 給与又は貸与の方法

1. 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各地区情報連絡責任者(自治会長等)等の協力を得て迅速かつ的 確に行うものとする。

2. 給与又は貸与台帳の整備

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

世帯構成員別被害状況 「資料編:第5章-様式8」
 物資購入(配分)計画表 「資料編:第5章-様式9」
 物資受払簿 「資料編:第5章-様式10」
 物資給与及び受領簿 「資料編:第5章-様式11」
 物資の給与状況 「資料編:第5章-様式12」

第6 給与又は貸与期間

災害発生の日から10日以内に行うものとする。

第7 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

- 1 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおり。
 - 1) 毛布
 - 2) 緊急セット
 - 3) 拠点用日用品セット
 - 4) 安眠セット
- 2 救助物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄(配分)要綱」 及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄(配分)要綱」によりあらかじめ地区に備蓄する。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料(LPGを含む。)の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1. 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- 1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整 を行う。

2. 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設(以下本節において「重要施設」という。)の管理者又は町長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、町等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要 業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。
- 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保の ための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、 石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第19節 電力施設災害応急計画

第 1 北海道電力株式会社(道北支社)・北海道電力ネットワーク株式会社(名寄ネットワークセンター)

暴風雨、洪水、地震、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合においては、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社は「防災業務計画」等に基づいて、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

第2 町

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

1. 要 員

北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社が自衛隊の派遣を必要とする場合、町 長は知事(上川総合振興局長)に要請する。

2. 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

3. 広報活動

町は、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社と協力し、電力施設の被害状況、 復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出 火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- 1) 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- 2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- 3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第20節 ガス施設災害応急計画

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

1. 非常災害の事前対策

- 1) 情報連絡
 - ① 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。
 - ② 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。
- 2) 各設備の予防強化
 - ① 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

- ア 要員の確保
- イ 防火、防水、救命用具の点検整備
- ウ 非常持出品の搬出整備
- エ 建物の補強
- オ 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
- カ 排水設備の点検整備
- ② 製造設備、供給設備 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた 防災施策を講じる。
- 3) 人員の動員連絡の徹底
 - ① 保安規程および保安業務規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し 得るよう態勢を確立しておく。
 - ② 社外(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。
 - ③ 道に協力を要請する場合は、道の災害対策(連絡)本部と密接な連絡をとるものとする。
- 4) 工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

6) 広報

災害時の広報(テレビ、ラジオやホームページ等)に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

7) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

2. 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第21節 上下水道施設対策計画

第1 上水道

1. 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- 1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4) 住民への広報活動を行う。

2. 広 報

町及び水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1. 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、 災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- 1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- 5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等 緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- 6) 住民への広報活動を行う。

2. 広 報

町及び下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1. 災害の原因

- 1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- 2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- 3) 山崩れ
- 4) 地滑り
- 5) 土石流
- 6) 崖崩れ
- 7) 落雷

2. 被害種別

- 1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- 2) 盛土及び切土法面の崩壊
- 3) 道路上の崩土堆積
- 4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- 5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- 6) 河川、砂防えん場
- 7) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- 8) ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- 9) ダム貯水池の流木等の堆積
- 10) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1. 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の 管理者以外の者により実施する。

2. 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び 応急復旧対策は、次に定めるところによる。

- 1) 応急措置の準備
 - ① 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧 を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。
 - ② 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推 移等を判断して応急対策の万全を期する。

2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により 2) に定めるところに準 じ、応急復旧を実施する。

3. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに町計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1. 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険 度判定実施本部を設置する。

2. 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危 険度連絡協議会(以下「道協議会」という。)等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3. 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4. 危険度判定実施本部の業務

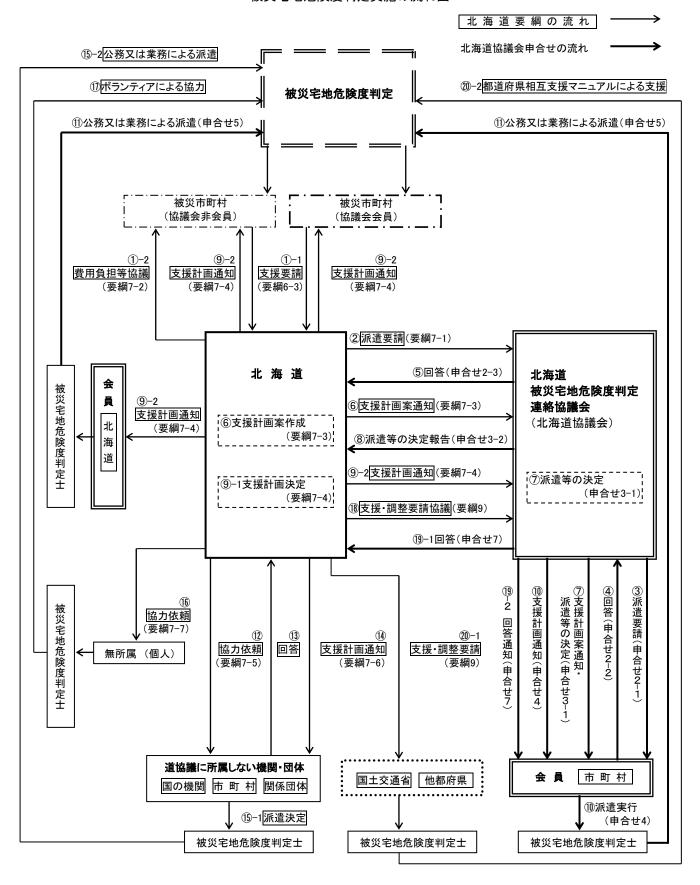
「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1) 宅地に係る被害情報の収集
- 2) 判定実施計画の作成
- 3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5. 事前準備

町は、災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材 の備蓄に努めるものとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、 住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1. 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2. 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者 に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施する ことができる。

第2 実施の方法

1. 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等 を利用し、避難所を開設する。

2. 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の 把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3. 応急仮設住宅

- 1) 入居対象者
 - ① 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
 - ② 居住する住家がない者であること。
 - ③ 自らの資力では住宅を確保できない経済弱者で、次に該当する者であること。
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- 2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設 可能戸数について、あらかじめ把握する。 5) 建設戸数(借上げを含む。)

町は、住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な 事項を把握しとりまとめる。

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

- 6) 規模、構造、存続期間及び費用
 - ① 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2~6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

② 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する 法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延 長することができる。

- ③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。
- 7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

4. 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5. 住宅の応急修理

- 1) 応急修理を受ける者
 - ① 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
 - ② 自らの資力で応急修理ができない者であること。
- 2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

- 3) 修理の範囲と費用
 - ① 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要 最小限とする。
 - ② 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6. 災害公営住宅の整備

1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に 滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居さ

せるものとする。

- ① 地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象による災害の場合
 - ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - イ 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ウ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- ② 火災による場合
 - ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - イ 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は町が行うものとする。

3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

① 入居者資格

ア 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

- イ 収入分位50%(月収259,000円)を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- ② 構造

再度の被災を防止する構造とする。

③ 整備年度 原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

④ 国庫補助

ア 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

イ 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等の斡旋、調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、 積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を 継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第25節 障害物除去計画

災害により道路・住居等又はその周囲に運ばれた土砂・樹木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼ しているものを除去して、被災者の日常生活に支障のないよう処置することを目的とする。

第1 実施責任

- 1 障害物の除去は町長が行い、担当は援護班施設係及び救助班作業係をもってあたる。 救助法 が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- 2 道路・河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法(昭和27年法律第180号)・河川法(昭和39年法律第167号)・その他関係法令に定めるそれぞれの管理者がこれを行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。
- 3 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている 当該施設の所有者が行う。

第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想 される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次の とおりである。

- 1 住民の生命・財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急 対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1. 町·教育委員会

小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行うこととする。

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の供与は町長が知事の委任により 実施する。

2. 学校管理者等

学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全 確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の 参集等についての体制を整備する。

- 2) 児童生徒等の安全確保
 - ① 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第2 応急対策実施計画

1. 休校措置

1) 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

なお、帰宅させる場合は注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあっては、教 師が地区別に付き添うなどの措置を講ずる。

2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、広報車、その他確実な方法で児童生徒に周知徹底させる。

2. 施設の確保と復旧対策

- 1) 応急復旧
 - 被害程度により応急修理できる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。
- 2) 校舎の一部が使用不能となった場合 施設の一時転用などにより授業の確保に努める。(特別教室、屋内運動場等)
- 3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合 公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。(町内各会館等)
- 4) 仮校舎等の建築 上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

3. 教育の要領

- 1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- 2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ① 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - ② 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、 児童生徒の安全確保に留意する。
 - ③ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。 (集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - ④ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - ⑤ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じや すい心理的な障害に十分配慮する。
- 3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4. 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配備し、教育活動に支障をきたさないようにする。

5. 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会(私立高等学校にあっては道及び学校設置者)は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- 2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

6. 学校給食等の措置

- 1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- 2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- 3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

7. 教科書、学用品等の調達及び支給

1) 支給対象者

住家が全焼(全壊)、流失、半焼(半壊)又は床上浸水するなどの被害を受けた児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

- 2) 支給品目
 - ① 教科書及び教材
 - ② 文房具
 - ③ 通学用品(運動靴、体育着、傘、カバン、長靴等)
- 3) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各 学校長を通じて対象者に支給する。

4) 学用品の調達

支給する文房具及び通学用品については、町内文房具取扱い店等から調達するものとするが、不足の場合には、近隣市町村又は道に依頼し調達する。

5) 学用品給与の費用及び期間 学用品給与のための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

8. 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をすること。

- 1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- 2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- 3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- 4) 必要に応じて児童生徒及び教職員等の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無 形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当 該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を 連絡するとともに、その復旧に努める。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1) 町長(救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。)
- 2) 警察官

第2 実施の方法

1. 行方不明者の捜索

1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定 されるもの。(山岳遭難等も本節に準ずる。)

2) 捜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

3) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索の応援を要請する。

- ① 行方不明者が漂着、又は埋没していると思われる場所
- ② 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

2. 遺体の処理

1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

2) 処理の範囲

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬出来ない場合は、遺体を特定の場所(町内の公共建物又は公園等遺体の収容に適当な場所)に安置し埋葬の処理をするまで保存する。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存(町)
- ③ 検案
- ④ 遺体見分(警察官)
- 3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、 事前の確保に努める。

第3 遺体の埋葬

1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族の いない遺体

- 2) 埋葬の方法
 - ① 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
 - ② 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに 埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

第4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、 周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

第5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第6 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物等の取扱いに関しては、現地の状況に応じた上川 総合振興局からの助言のもと、町が行うこととし、担当は調査班があたるものとする。

なお、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、町は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、 道への応援を要請できるものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護、収容するなど 適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、 同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川総合振興局長を通じ 道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができる。

1. 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- 1) 家畜の種類及び頭羽数
- 2) 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- 3) 購入予算額
- 4) 農家戸数等の参考となる事項

2. 転 飼

- 1) 家畜の種類及び頭数
- 2) 転飼希望期間
- 3) 管理方法(預託、附添等)
- 4) 転飼予算額
- 5) 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」 という。)の処理及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計 画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、北海道災害廃棄物処理計に基づき、円滑かつ迅速に行う。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第5章 第25節 障害物除去計画」による。

第1 実施責任

- 1 災害廃棄物の処理は、町が行うものとし、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町 村及び道に応援を求め実施する。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は 所有者が処理することが困難なときは、町が実施する。

第2 廃棄物等の処理方法

1. 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法 第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき適切な分別解体を行う。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

2. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行う。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、上川総合振興局保健環境部名寄 地域保健室長の指導を受け、次により処理することができる。

- 1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないように配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- 2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受けて臨機の措置を講ずる。
- 3) 前 1) 及び 2) において埋却する場合にあっては1m以上覆土する。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携に関する計画は、次の定めによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については、北海道災害時応援・受援マニュアルによる。

第1 ボランティア団体・NPO等の協力

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

担当は援護班があたるものとし、和寒町社会福祉協議会と連携を図る。

第2 ボランティアの受入れ

町は、和寒町社会福祉協議会等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの 把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。 また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPO等の活動

ボランティア団体・NPO等の協力を受ける活動内容は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町及び和寒町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と和寒町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇い上げ及び民間団体への協力依頼については、 町長が行うものとし、担当は庶務班をもってあてる。

第2 供給方法

- 1. 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2. 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - 1) 職業別、所要労働者数
 - 2) 作業場所及び作業内容
 - 3) 期間及び賃金等の労働条件
 - 4) 宿泊施設等の状況
 - 5) その他必要な事項
- 3. 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、 緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第3 賃金及びその他の費用負担

- 1. 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2. 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、当該町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
 - 1) 派遣を要請する理由
 - 2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - 3) 派遣を必要とする期間
 - 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - 5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書を もって行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地 方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - 1) 派遣のあっせんを求める理由
 - 2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - 3) 派遣を必要とする期間
 - 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - 5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の設定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方 公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。

- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設(1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5, 140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事(上川総合振興局長)が行うものとする。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により現 に救助を必要とする者に対して行うものとする。

被害区分	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以 上の住家が滅失した場合		
町の人口	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数			
〔和寒町〕 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。		
摘 要	1 住家被害の判定基準 ・滅失:全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼:2世帯で滅失1世帯に換算住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水:3世帯で滅失1世帯に換算床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。				

第3 救助法の適用手続き

1. 町

- 1) 本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を上川総合振興局長に報告しなければならない。
- 2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の 規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置につい て指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1. 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助 を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の 実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任するものとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受け て2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定〜町 設置〜道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班〜道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班〜道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

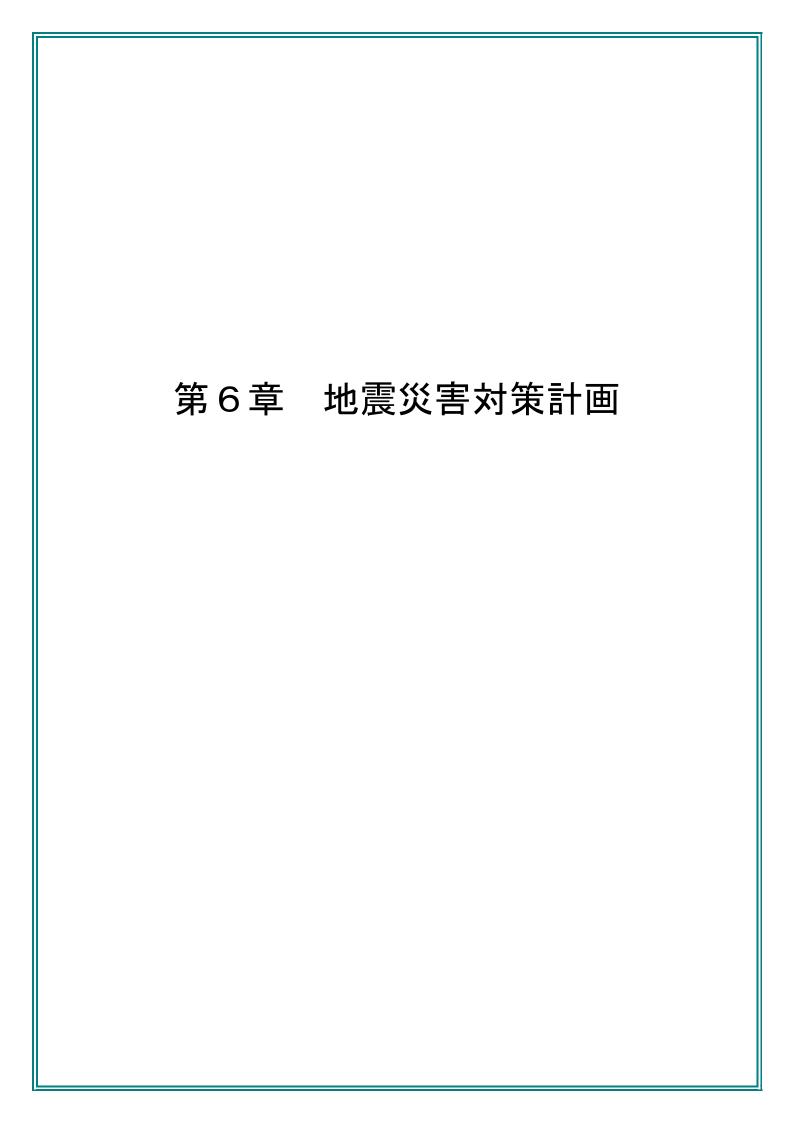
注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2. 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、 立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めに より公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行 政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をし なければならないものとする。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならないものとする。



第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、和寒町地域防災計画の「地震防災対策編」による。

匀	第7章	事故災害対策詞	計画

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多用な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事 災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図 るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空 災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立し て、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急 対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1. 実施事項

- 1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所
 - ① 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。
 - ② 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
 - ③ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信 設備の整備・充実に努める。
 - ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備 する。
 - ⑤ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
 - ⑥ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
 - ⑦ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2) 航空運送事業者

- ① 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。
- ② 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

③ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報通信

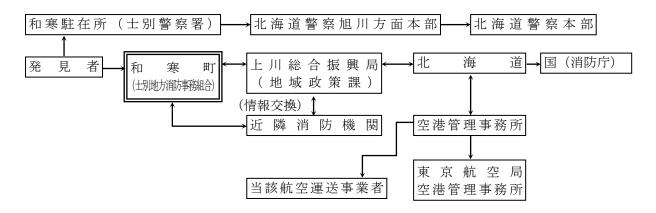
航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により 実施する。

1) 情報通信連絡系統

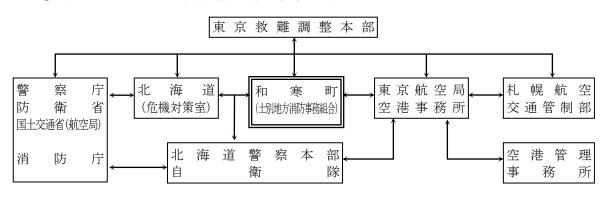
航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

① 発生地点が明確な場合



② 発生地点が不明な場合(航空機の捜索活動)



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策 の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、 被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・ 情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町(消防機関)、北海道、北海道警察

2) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、 被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等への情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項
- ② 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対 策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応

急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4. 搜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5. 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が 行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6. 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7. 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- 1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- 2) 町は消防機関と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑 化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の 定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9. 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通 応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10. 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

1) 実施機関

町、北海道

2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。また、「第5章 第 30節 廃棄物等処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11. 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び 派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

12. 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第2節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1. 実施要項

- 1) 北海道運輸局
 - ① 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
 - ② 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
 - ③ 踏切事故を防止するため、鉄道事業者等とともに広報活動に努める。

2) 鉄軌道事業者

- ① 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- ② 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ③ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- ⑥ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機 関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ⑦ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることに より、再発防止に努める。

第3 災害応急対策

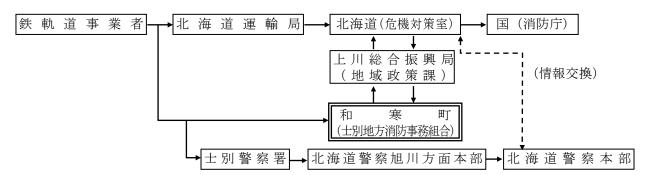
1. 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の 調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、 被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・ 情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

1) 実施機関

鉄軌道事業者、町(消防機関)、北海道、北海道警察

2) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、 被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 鉄道災害の状況

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

イ 家族等の安否情報

オ その他必要な事項

ウ 医療機関等の情報

② 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、 次の事項についての広報を実施する。

ア 鉄道災害の状況

オ 施設等の復旧状況

イ 旅客及び乗務員等の安否情報

カ 避難の必要性等地域に与える影響

ウ 医療機関等の情報

キ その他必要な事項

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

3. 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対 策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応 急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動の ほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5. 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力する。

6. 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

2) 消防機関

- ① 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。
- ② 町は消防機関と連携して、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の 定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8. 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通 応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

9. 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等 災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10. 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び 派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11. 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12. 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能 な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1. 実施事項

- 1) 道路管理者
 - ① トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計 画的かつ総合的に実施する。
- ④ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずる。
- ⑥ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ 体制、資機材を整備する。
- ⑦ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- ⑧ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止 対策を実施する。

2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するお それのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、 被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報通信

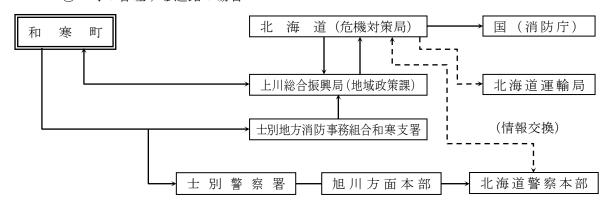
道路災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

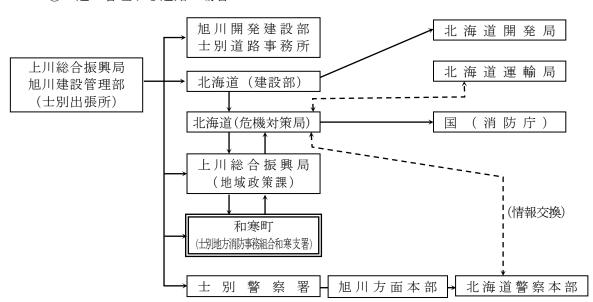
道路災害が発生し、又まさに発生ようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

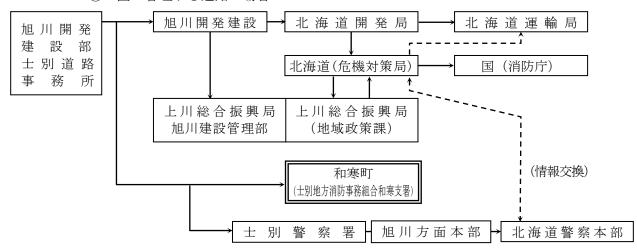
① 町の管理する道路の場合



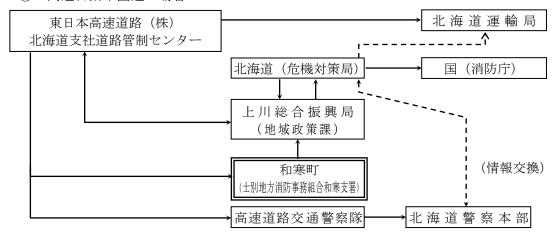
② 道の管理する道路の場合



③ 国の管理する道路の場合



④ 高速自動車国道の場合



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策 の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、 被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害 広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 実施機関

道路管理者、町(消防機関)、北海道、北海道警察

- 2) 実施事項
 - ① 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、 被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 道路災害の状況

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

イ 家族等の安否情報

オ その他必要な事項

ウ 医療機関等の情報

② 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、 次の事項についての広報を実施する。

ア 道路災害の状況

オ 施設等の復旧状況

イ 被災者の安否情報

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

ウ 医療機関等の情報

キ その他必要な事項

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

3. 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対 策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応 急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5. 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6. 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

- 2) 消防機関
 - ① 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。
 - ② 町は消防機関と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の 定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8. 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保の ため必要な交通規制を行う。

2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等 災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10. 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び 派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

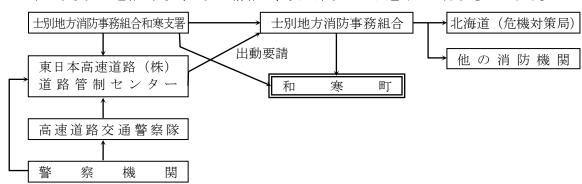
11. 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12. 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

1) 事故発生通報 事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行うものとする。



- (注)1 東日本高速道路㈱から士別地方消防事務組合への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。
 - 2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

2) 事故等対策現地本部の設置等

- 事故等対策現地本部の設置
 - ア 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施する ため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。
 - イ 「事故等対策現地本部」の構成は、士別地方消防事務組合和寒支署、高速道路交通 警察隊及び東日本高速道路㈱の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の 参入を要請することができるものとする。
- ② 事故等対策現地本部の業務
 - ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するため的確に現場の状況把握を 行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行うものとする。
 - イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとす る。

③ 関係機関

陸上自衛隊旭川駐屯地第2師団、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路㈱北海道支社、北海道医師会、北海道

- 3) 事故等対策連絡本部の設置等
 - ① 事故等対策連絡本部の設置 「東投策対策理地本郊」の業務及び東投策の対策を的確に推進する

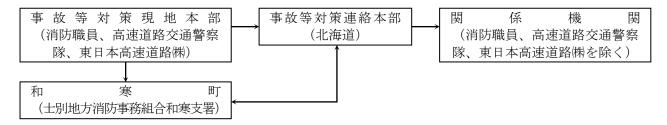
「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

② 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行うものとする。

4) 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行うものとする。



13. 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- 1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早朝の道路交通の確保に努める。
- 2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- 3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- 4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1. 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの。 《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2. 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの。 《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

3. 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの。 《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4. 毒物 劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの。

《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

5. 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守 管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」という。)及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

1. 危険物等災害予防

1) 事業者

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡

大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成 等の実施に努める。

③ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

2) 北海道、消防機関

- ① 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、 許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備 充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2. 火薬類災害予防

1) 事業者

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に 異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害 が発生したときは、警察官等に届け出る。

2) 北海道産業保安監督部

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、 火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

3) 北海道

- ① 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、 速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ③ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、 火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

4) 北海道警察

① 火薬類取結法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

- ② 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。
- ③ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3. 高圧ガス災害予防

1) 事業者

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の 作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の 確立を図る。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急 措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官 に届け出る。

2) 北海道産業保安監督部

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、 許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の予防対策について監督、指導する。

3) 北海道

- ① 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、 高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。
- ③ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、 速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

4) 北海道警察

- ① 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入 検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時におけ る初動措置体制の確立を図る。
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

5) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4. 毒物·劇物災害予防

1) 事業者

① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制

の確立を図る。

② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

2) 北海道

- ① 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

4) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5. 放射性物質災害予防

1) 事業者

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

2) 消防機関

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3) 北海道警察

- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立 入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時にお ける初動措置体制の確立を図る。
- ② 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

第4 災害応急対策

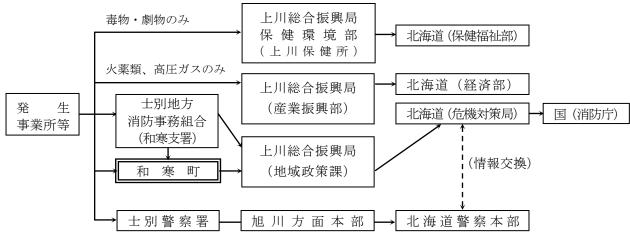
1. 情報通信

危険物等災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速 に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策 の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、 被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」 の定めによるほか、次により実施する。

1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素 等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

2) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等への情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項
- ② 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報

- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3. 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害 応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要網」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5. 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える 等、消防活動に努める。

- 2) 消防機関
 - ① 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等 を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。
 - ② 町は消防機関と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6. 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定める ところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を 実施する。

7. 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」 の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」 の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9. 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通 応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10. 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11. 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を 実施する。

1. 町及び消防機関

1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3) 予防査察の実施

町は消防機関と連携を図り、多数の人が出入りする診療所、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用する ことにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、 要配慮者対策に十分配慮する。

6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、 消防水利の多様化及び確保に努める。

8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10) 火災警報

町長は、上川総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が次の火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

火災警報の発令基準

- ア 実効湿度が67%以下、最少湿度が35%以下に下がり、最大風速が8m/sを超える見 込みのとき。
- イ 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ウ 気象上特殊な警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき。

2. 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施すると ともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

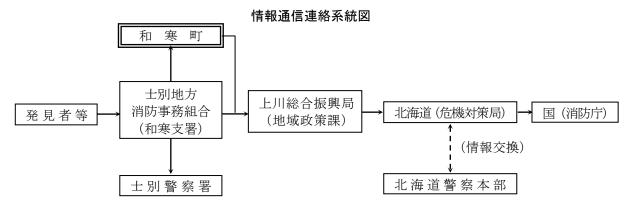
第3 災害応急対策

1. 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、 次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策 の調整等を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、 被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」 の定めによるほか、次により実施する。

1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被 災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項
- 2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3. 応急活動体制

1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る 災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況 に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策 を実施する。

3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4. 消防活動

町は、消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

- 1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- 2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- 3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を 実施する。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での 活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5. 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定める ところにより、必要な避難措置を実施する。

6. 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」 の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」 の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7. 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通 応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8. 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣 要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9. 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、 被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期 に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施す る予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1. 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるので、国、道、町及び関係機関は次により 対策を講ずる。

- 1) 北海道森林管理局、北海道、町
 - ① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、 広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得なが ら広く周知する。

- イ 入林の承認申請や届出等について指導する。
 - a 入林にあたっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - b 入林承認証又は入林者名簿に記帳して入林させることとし、入林承認にあたって は、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
- ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間(おおむね3月~6月。以下「危険期間」という。)中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。ア 森林法(昭和26年6月26日法律第249号)及び町条例の規定に基づく町長の許可を

取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

- イ 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れ(造林のための地ごしらえ、害虫駆除等)に該当しないたき火等の焼却行為 についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- オ 本町における、林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。
- ③ 消火資機材等の整備
 - ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
 - イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努め

るとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。(「資料編:第5章ー別表3 ヘリコプター発着可能地」参照)

2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ① 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- ② 巡視員の配置
- ③ 無断入林者に対する指導
- ④ 火入れに対する安全対策

3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

- ① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
 - ア 直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及 び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たらせることとする。
- ② 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所の設置、標識及び消火設備の完備
 - ア 前記①における対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。 なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警 防を確実に実施するよう指導する。
- ③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について 留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

- ① 演習地出入者に対する防火啓発
- ② 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ③ 危険区域の標示
- ④ 防火線の設定
- ⑤ 巡視員の配置
- 5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ① 路線の巡視
- ② ポスター掲示等による広報活動
- ③ 林野火災の巡視における用地の通行
- ④ 緊急時における専用電話の利用

2. 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、 情報交換、指導等を行う。

1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成された北海道林野火災予消防対策 協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、市町村長会、北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、森林総合研究所北海道支所、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、北海道森と緑の会

2) 地区協議会

予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区 林野火災予消防協議会が推進する。

3) 和寒町林野火災予消防対策協議会 町の予消防対策については、和寒町林野火災予消防対策協議会が推進する。

① 実施機関

和寒町、士別地区消防事務組合(消防支署)、上川北部森林管理署(和寒森林事務所)

② 実施期間(危険期間)及び強調期間

実施期間:4月中旬~6月30日(危険期間)

強調期間:4月中旬~5月31日

3. 気象情報対策

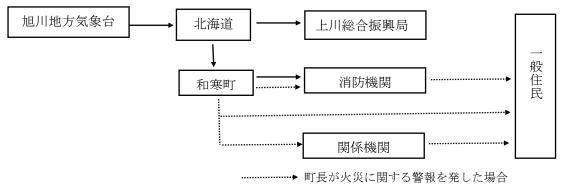
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により 警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

1) 火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。なお、 火災気象通報の通報基準は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」のとおりである。

2) 伝達系統

火災気象通報(林野火災気象通報を兼ねる)の伝達系統は、次のとおりとする。



① 北海道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを上川総合振興局及び町へ通報する。

② 町

通報を受けた町は、消防機関へ通報する。また、町長は通報を受けたとき又は気象の 状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186 号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した場合は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図る。

③ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に、関係機関は速やかに適切な措置を講ずる。

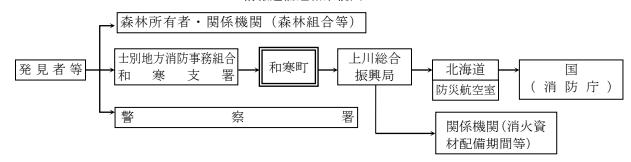
第3 応急対策

1. 情報通信

1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の連絡 系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



2) 実施事項

- ① 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策 の調整等を行う。
- ④ 町及び上川総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、 被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」 の定めによるほか、次により実施する。

1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被 災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ その他必要な事項

2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3. 応急活動体制

- 1) 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に おいて、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体 制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
- 2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4. 消防活動

町は消防機関と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動 を実施する。

1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での 活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5. 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定める ところにより、必要な避難措置を実施する。

6. 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通 応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7. 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

8. 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9. 二次災害の防止活動等

1) 治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用 し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図 り、警戒避難体制を整備する。

2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限にくい止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第7節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止 し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

1. 実施事項

- 1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社
 - ① 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める防災業務計画によって両社一体となり、災害予防措置を講ずる。
 - ② 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により、電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
 - ③ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、 災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。
- 2) 北海道経済産業局
 - ① 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行う。
- 3) 北海道産業保安監督部
 - ① 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行う。
 - ② 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行う。

4) 防災関係機関

- ① 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係 機関相互の連携体制の強化を図る。
- ② 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。
- ③ 道民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関 との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。
- ⑥ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備 状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

5) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

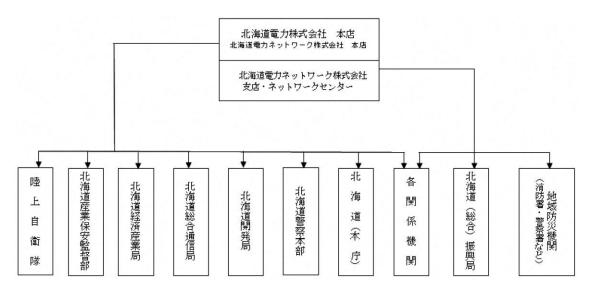
第3 災害応急対策

1. 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、 次により実施する。

1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2) 実施事項

- ① 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- ② 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ③ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等 を行う。

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、 停電地域の住民に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めに よるほか、次により実施する。

1) 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、 地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報 提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

① 停電及び停電に伴う災害の状況

- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ③ 停電の復旧の見通し
- ④ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

3. 応急活動体制

1) 町

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応 急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に 応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を 実施する。

- 3) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社
 - ① 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める防災業務計画によって、両社一体となって災害応急対策を講ずる。
 - ② 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
 - ③ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の みで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も 整備する。

4. 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

- 1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- 2) 火災発生に対する迅速な消火活動
- 3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5. 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めにより実施する。

6. 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行う。

1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロール の強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ交通規制を行うとともに、 関係機関との道路情報の共有を行う。

7. 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより実施する。

8. 応急電力対策

1) 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、道や市町村等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、 医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。

2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

9. 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域(高台や集合住宅) への給水活動を行う。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。

10. 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」の定めるところによる。

11. 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

12. 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

13. 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第8章	災害復旧・被災者援護計画

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害から の復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図る。

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定 地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

1) 河川 5) 急傾斜地崩壊防止施設

2) 砂防設備 6) 道路

3) 林地荒廃防止施設 7) 下水道

4) 地すべり防止施設 8) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 簡易水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲 内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1. 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明 会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市 町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

2. 町

- 1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に 把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立 する。
- 2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- 3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

3. 消防機関

- 1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができる。
- 2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1. 被災者台帳の作成

1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者

の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア	氏名	サ	町長が台帳情報を町以外の者に提供するこ
1	生年月日		とに被災者本人が同意している場合には、そ
ウ	性別		の提供先
エ	住所又は居所	シ	サの提供先に台帳情報を提供した場合には、
オ	住家の被害その他町長が定める種類		その旨及びその日時
	の被害の状況	ス	被災者台帳の作成に当たり、行政手続におけ
力	援護の実施の状況		る特定の個人を識別するための番号の利用
キ	要配慮者であるときは、その旨及び要		等に関する法律(平成25年法律第27号)第2
	配慮者に該当する事由		条第5項に規定する個人番号を利用する場
ク	電話番号その他の連絡先		合には、当該被災者に係る個人番号
ケ	世帯の構成	セ	その他被災者の援護の実施に関し町長が必
コ	罹災証明書の交付の状況		要と認める事項

- 3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に 関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用す ることができる。
- 4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2. 台帳情報の利用及び提供

- 1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ① 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。) の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ① 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - ⑤ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- 3) 町長は、2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節第2の2)のス)を含めない。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む)
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- 11 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援(資料編 別表4)

第4 災害義援金の募集及び配分

1. 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害 義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)がこれに当たる。 なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2. 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則の定めるところによる。

地 域 防 災 計 画

地震防災対策編

令和4年 月

和寒町防災会議

第1章 総	則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、和寒町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている「和 寒町地域防災計画」の「地震防災計画編」として、和寒町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「和寒町地域防災計画(基本編)」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例(平成21年条例第8号)第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助 (町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助 (町民等が地域において 互いに助け合うことをいう。) 及び公助 (町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。) のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実 施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図る ため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、 男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等 (以下「防災関係機関」という。)の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するため の基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画 等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第1 実施責任

1. 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、 身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機 関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2. 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動 を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時に は応急措置を実施するとともに、道、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

1. 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1) 平常時の備え

- ① 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- ② 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、 乾電池携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・ 給湯用燃料の確保
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 自治会における要配慮者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤ 町・防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動
- 3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努める。

2. 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の 供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自 ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力し なければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防

災活動の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

- 1) 平常時の備え
 - ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
 - ② 防災体制の整備
 - ③ 事業所の耐震化の促進
 - ④ 予想被害からの復旧計画策定
 - ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - (7) 取引先とのサプライチェーンの確保
- 2) 災害時の対策
 - ① 事業所の被災状況の把握
 - ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ③ 施設利用者の避難誘導
 - ④ 従業員及び施設利用者の救助
 - ⑤ 初期消火活動等の応急対策
 - ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
 - ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- 3) 町民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進
 - ① 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設を含む。)(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
 - ② 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を 作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
 - ③ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
 - ④ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図る。

4) 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかける。

第5節 和寒町の地形、地質及び社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、 同時複合的に現出するという特性をもっており、被害を拡大する社会的災害要因としては、高齢化の 進展、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

第1 自然条件(地形、地質)

基本編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第2 社会的条件

1. 要配慮者の増加

本町の人口は、令和2年国勢調査において3,192人であり、このうち1,414人(44.3%)が高齢者であり、こうした高齢者、障がい者等の要配慮者の増加する中で、要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなどの要配慮者に対する取り組みが重要となる。

2. 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、 ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、 心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

3. 情報化の進展

最近のIT技術の目覚しい進展を背景として、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは 社会、経済及び生活の各方面に広く活用されているが、中枢管理機能の集積を促し、その機能に 障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害 の広域連鎖を招く危険性を内包している。

4. 住民意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯の増加に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化している。 こうした中で、東日本大震災等、災害時における隣近所同士や自治会等の助け合いなど、住民の 連帯意識の重要性が再認識されている。

第6節 和寒町及びその周辺における地震の発生状況

基本編「第2章 第2節 災害の概況」を準用(再掲)する。

第1 和寒町及びその周辺における地震の発生状況について

1. 地震災害(基本編の再掲)

天塩川流域が位置する北海道北部は全国的にも地震が少ない地域である。

天塩川流域では、流域内においてマグニチュード4以上の地震は記録に残っている限り、昭和43年7月17日に豊神(問寒別川上流)において震度5を観測したものが唯一である。

上中流部においては、昭和7年2月1日(音威子府)、平成24年7月15・16・18日(中川町)で震度4が記録されており、いずれも大規模な被害等は記録されていないものの、東日本大震災等、過去の地震災害における教訓を踏まえ、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。

第7節 和寒町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震(※1)と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての8つの断層帯(※2)を道内で想定される地震としている。

これらの中で町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝・釧路沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯による地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」(※3)を想定し、地震被害を予測する。

想定される	十勝・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯	全国どこでも起こりうる
地震		による地震	直下の地震
地震の 規模等	・マグニチュード:8.2	・マグニチュード:7.8	・マグニチュード: 6.9

(※1) 8つの海溝型地震

北海道地域防災計画で想定されている6つの地震(石狩地震、北海道東部地震、釧路北部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震)と中央防災会議(平成18年1月)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている2つの地震(十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震)を合わせて8つの地震を想定している。

(※2) 8つの活断層

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として8つの断層帯(標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、 当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯)を想定している。

(北海道、中央防災会議の想定地震位置)



(地震調査研究推進本部の想定地震位置)



(※3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」 として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

和寒町においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9 で揺れの大きさを計算している。

第2 被害の予測

想定した3タイプの地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震」であり、被害については、建物被害及び人的被害について次のようなことが 想定されている。

1. 建物被害

町で想定される地震による建物被害としては、町内全ての建築物約1,870棟のうち、半壊建物が約120棟 (6%)、全壊建物が約20棟 (1%) であり、町内の全半壊建物の合計は140棟 (7%) と想定されている。

2. 人的被害

町で想定される地震による人的被害としては、負傷者が約20人程度発生することが想定されている。

資料:和寒町耐震改修促進計画(平成21年3月)

第2章	災害予防計画	

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策 を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう 努める。

第1節 町民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の経験を踏まえ、町民は、 自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ るとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱 の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- 1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- 2) がけ崩れに注意する。
- 3) 建物の補強、家具の固定をする。
- 4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- 5) 飲料水や消火器の用意をする。
- 6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパ、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)を準備する。
- 7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- 8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- 9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2. 地震発生時の心得

- 1) まずわが身の安全を図る。
- 2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- 3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- 4) 火が出たらまず消火する。
- 5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- 6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- 7) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- 8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- 9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- 10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1. 平常時の心得

- 1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- 2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- 3) とりあえず身をおく場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2. 地震発生時の心得

- 1) まずわが身の安全を図る。
- 2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- 3) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- 4) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- 5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- 6) 正確な情報を入手すること。
- 7) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 8) エレベーターの使用は避けること。
- 9) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 運転者のとるべき措置

1. 走行中のとき

- 1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- 2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ 安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- 3) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- 4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2. 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関準施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時 避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する 街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な 整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市 計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通 の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 無電柱化の促進を図る。
- 3 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物等の安全化

- 1 町は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策 等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全 確保対策を進める。
- 4 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するととも に、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐の向上を図る。
- 5 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 6 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指 導等に努める。
- 7 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

第3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
 - 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフラインの整備に努める。
- 3 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。
- 4 町及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第7 地質、地盤の安全確保と液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩 衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より 十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両や

ヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど 環境整備に努める。(「資料編:第5章-別表3 ヘリコプター発着可能地」参照)

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、道が作成する地震防災緊急事業五箇 年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進める。

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して 地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発 を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。 第1 防災知識の普及・啓発

1. 住民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

また、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

- 1) 啓発内容
 - ① 地震に対する心得
 - ② 地震に関する一般知識
 - ③ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - ④ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - ⑤ 災害情報の正確な入手方法
 - ⑥ 出火の防止及び初期消火の心得
 - ⑦ 外出時における地震発生時の対処方法
 - ⑧ 自動車運転時の心得
 - ⑨ 救助・救護に関する事項
 - ⑩ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - ① 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - ① 要配慮者への配慮
 - (13) 各防災関係機関が行う地震災害対策
- 2) 普及方法
 - ① テレビ、ラジオ及び新聞の利用
 - ② インターネット、SNSの利用
 - ③ 広報誌(紙)、広報車両の利用

- ④ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- ⑤ パンフレットの配布
- ⑥ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第2 学校教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動(地震時における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研 修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、老人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

基本編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

基本編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、地震災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、 平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能 な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点と して活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に 努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援(受援)体制の整備

1. 北海道

1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、 日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の 共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。 2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

2. 町

- 1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、 日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の 共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- 2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携、協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

3. 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

4. 防災関係機関等

あらかじめ、町、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との 役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図る とともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携につい ても検討する。
- 2) 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、 土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災 害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環 境整備に努める。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

基本編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

基本編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

基本編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

基本編「第4章 第10節 消防計画」及び基本編「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備について次の計画により実施する。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、町火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐる み、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置 及び育成指導を強化する。
- 3 病院や宿泊施設等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置 を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

士別地方消防事務組合和寒支署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じ

て計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立ち入り検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第11節 危険物等災害予防計画

基本編「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、地震時に おける危険物等による災害の予防を促進するため、道、町及び関係機関は、事業所に対し次の事項に ついて指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第12節 建築物等災害予防計画

基本編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、地震災害から建築物等を防御するための計画として、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1. 防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、市街地の不燃化を図るため、道からの情報提供を活用して土地利用の動向を勘案し、防 火地域及び準防火地域の指定を積極的に行う。

2. 防災対策拠点施設の耐震性の確保

1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる町役場庁舎、病院、学校、不特定多数の者が利用する施 設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断 を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

2) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

3. 木造建築物の防火対策の推進

町は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

4. 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図る。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づき勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していく。

5. ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路 に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する 場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を 図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。

- 2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- 3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するととも に、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化を奨励する。
- 4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

6. 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建 以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態 を調査し必要な改善指導を行うものとする。

7. 被災建築物の安全対策

- 1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- 2) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- 3) 町は道と連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への 石綿関連情報の普及啓発等を行う。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うと ともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所へ の移転促進を図る。
- 2 町、道及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状 化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、国、道及び町は、滑 動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進す る。

第13節 土砂災害の予防計画

基本編「第4章 第15節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現 況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」 (1964年)を契機として、認識されたところである。「平成7年(1995年)兵庫県南部地震」に おいても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによ る土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い、以前にも増して液状化被害が発 生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町~浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状 化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被 害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

1. 町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施 にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の 施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討、判断し、効果的な液状化対策を推進す る。

(政策の体系)



2. 液状化対策の調査・研究

町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を 踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3. 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- 1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- 2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- 3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策 が考えられる。

(手法の体系)



4. 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、道民・施工業者等に対して知識の 普及・啓発を図る。

第15節 積雪·寒冷対策計画

基本編「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

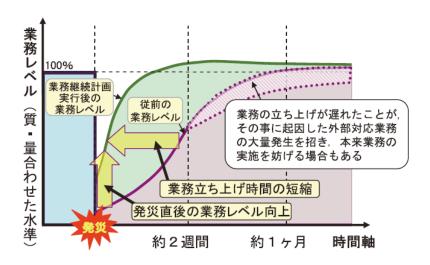
第16節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画(BCP)とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>



第2 業務継続計画(BCP)の策定

1. 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2. 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村等と連携して、事業継続力強化支援改革の策定に努める。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第17節 複合災害に関する計画

基本編「第4章 第17節 複合災害に関する計画」を準用する。

第3章	災害応急対策計画	

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき 災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。 町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が とれるよう努める。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

基本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

基本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、 緊急地震速報(警報)を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2. 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会(NHK)に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム (J-アラート) により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への 迅速かつ的確な伝達に努める。

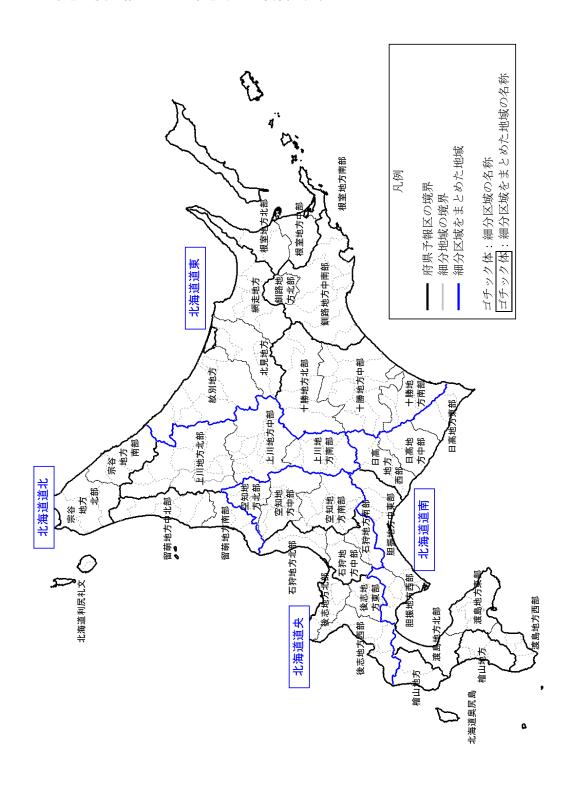
第2 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

1. 地震に関する情報の種類と内容

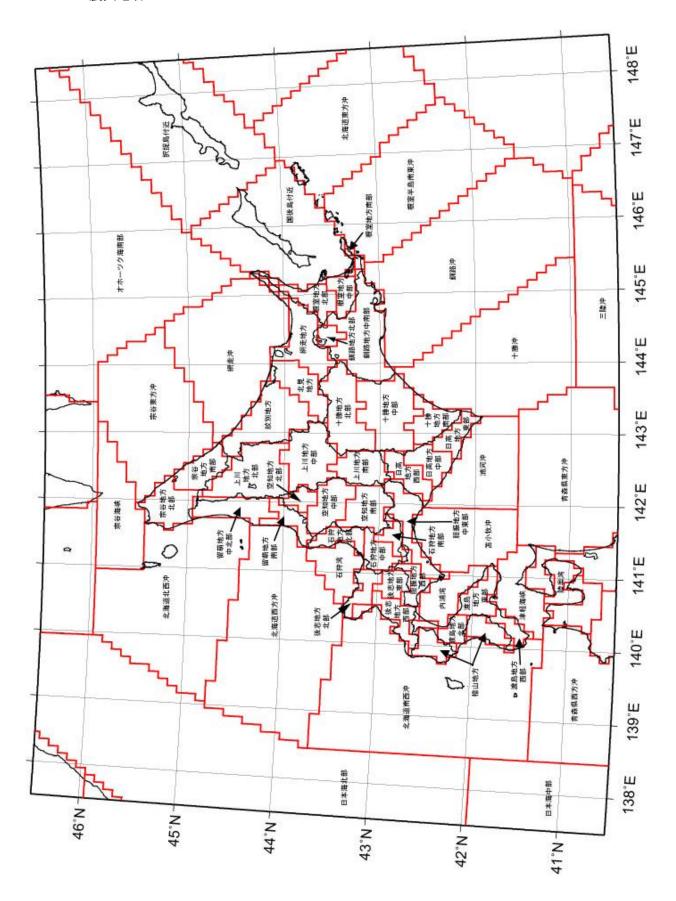
	情報の種類	発表基準	発 表 内 容
	震度速報 ・震度3以上		地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した 地域名(全国を190地域に区分)と地震の発生時 刻を速報。
	震源速報	・震度3以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
	震源・震度に 関する情報	・震度3以上 ・緊急地震速報(警報) を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手 していない地点がある場合には、その市町村名 を発表。
地震情報	各地の震度に 関する情報	・震度 1 以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
	その他の情報	・顕著な地震の震源要 素を更新した場合や 地震が多発した場合 など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が 多発した場合の震度1以上を観測した地震回数 情報等を発表。
	推計震度分布図	• 震度 5 弱以上	観測した覚知の震度データをもとに、1km四方 ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報と して発表。

第3 地震に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

1. 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2. 震央地名



第4 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すのもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」(資料編:地 第3章-別表1)は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

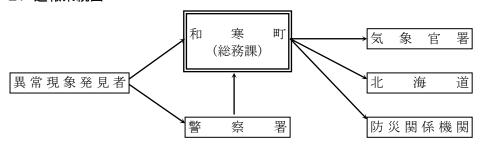
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町(総務課)又は警察官に通報する。また、通報を受けた町(総務課)は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

1. 異常気象

地震に関する事項 : 頻発地震、異常音響及び地変

2. 通報系統図



第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりとするほか、基本編「第 5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム(J-アラート)などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系(個別受信機を含む。)の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-アラート)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

3 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努めるものとする。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

4 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク 等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

5 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1. 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道(危機対策課)に通報する。

- 1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・・発災後速やかに
- 2) 災害対策本部の設置・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- 3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了 するまで随時
- 4) 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき

2. 町

- 1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- 2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。
- 3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報

- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)による通報 通信回線の途絶による地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関(市町村等)に設置している孤立防対策用衛星電話(Ku-1ch)を通じて通報するものとする。

7 衛星通信による通報

道は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶のおそれがあり、緊急に 現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう 通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第6 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長又は上川総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」(資料編2-2参照)及び「火災・災害等即報要領」に基づき国(消防庁経由)に報告するものとする。

なお、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国(消防庁 経由)に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
IN I I EINA	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	*-90-49013	*-90-49102
(注1)	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネット	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
ワーク (注2)	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注	3)	5017	5010

「* | 各団体の交換機の特番

- (注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク
- (注2)消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク
- (注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電 話	03-5253-7510
18 1 1 巴豚	FAX	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	*-90-49175
(注1)	FAX	*-90-49036
地域衛星通信ネット	電 話	*-048-500-90-49175
ワーク (注2)	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線		5010

第4節 災害広報・情報提供計画

基本編「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、 次のとおりとするほか、基本編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第1 避難実施責任者及び措置内容

地震の発生に伴う火災、山(崖)くずれ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防 止のため特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の指示を 行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実、強化する必要がある。このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

1. 町長(基本法第60条、水防法第29条)

- 1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。
 - ① 避難のための立退きの指示

- ② 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ③ 近隣の安全な場所への待避や緊急安全確保措置の指示

また、避難指示等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

- 2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や緊急 安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- 3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局長に報告する(これらの指示等を解除した場合も同様とする。)。

第6節 救助救出計画

基本編「第5章 第9節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、基本編「第4章 第<u>10</u>節 消防計画」及び基本編「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」に準ずる。

第1 消防活動体制の整備

町はその地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び 運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- 1. 住宅密集地域の火災危険区域
- 2. 崖くずれ、崩壊危険箇所
- 3. 特殊火災危険区域(危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設)

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- 1. 消防相互応援
- 2. 広域航空消防応援
- 3. 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、 必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1. 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2. 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3. 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家 屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4. 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 災害警備計画

基本編「第5章 第12節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

基本編「第5章 第13節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

基本編「第5章 第14節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

基本編「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

基本編「第5章 第15節 食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

基本編「第5章 第16節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料、生活必需物資供給計画

基本編「第5章 第17節 衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油類燃料供給計画

基本編「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設(上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等)が 被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

基本編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1. 応急復旧

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2. 広 報

水道事業者は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

基本編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1. 応急復旧

下水道管理者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2. 広 報

下水道管理者は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第3 電 気

基本編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1. 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況(停電の状況)の調査、施設の点検を実施し、施設に被害(停電)があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2. 広 報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止 及び電力施設の被害状況(停電の状況)、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機 関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第4 ガ ス

基本編「第5章 第20節 ガス施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1. 応急復旧

ガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2. 広 報

ガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第5 通信

基本編「第5章 第21節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

1. 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

2. 広 報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を 提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに 応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第17節 医療救護計画

基本編「第5章 第10節 医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

基本編「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物等処理計画

基本編「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」を準用する。

第20節 家庭動物等対策計画

基本編「第5章 第28節 家庭動物等対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

基本編「第5章 第26節 文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

基本編「第5章 第24節 住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

基本編「第5章 第23節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりとする。

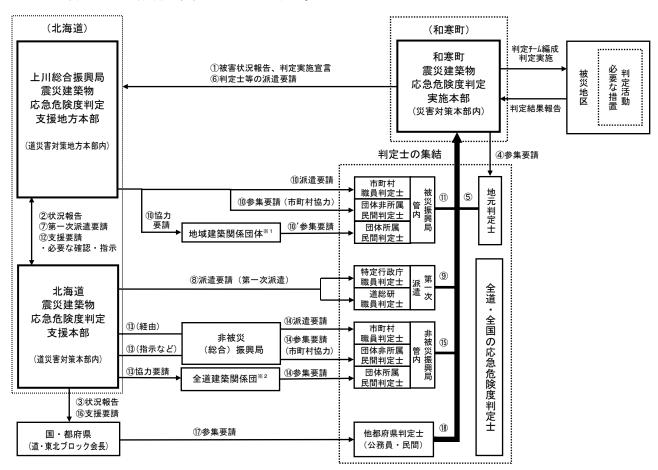
第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1. 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応 急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



- ※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)
- ※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2. 基本的事項

1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造駆体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で判定を行い、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3区分の判定内容については、次のとおりである。

危 険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない場合

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である場合

調査済:建築物の損傷が少ない場合

4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは 適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1. 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」 (環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

2. 実施主体及び実施方法

1) 町及び道

町は道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応 急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「判定士」という。)を活用して、被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図るための計画は、次のとおりとする。

第1 危険度判定の実施

1. 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険 度判定実施本部を設置する。

2. 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危 険度連絡協議会(以下「道協議会」という。)等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3. 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する
- 3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4. 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」(以下「実施マニュアル」という。)に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

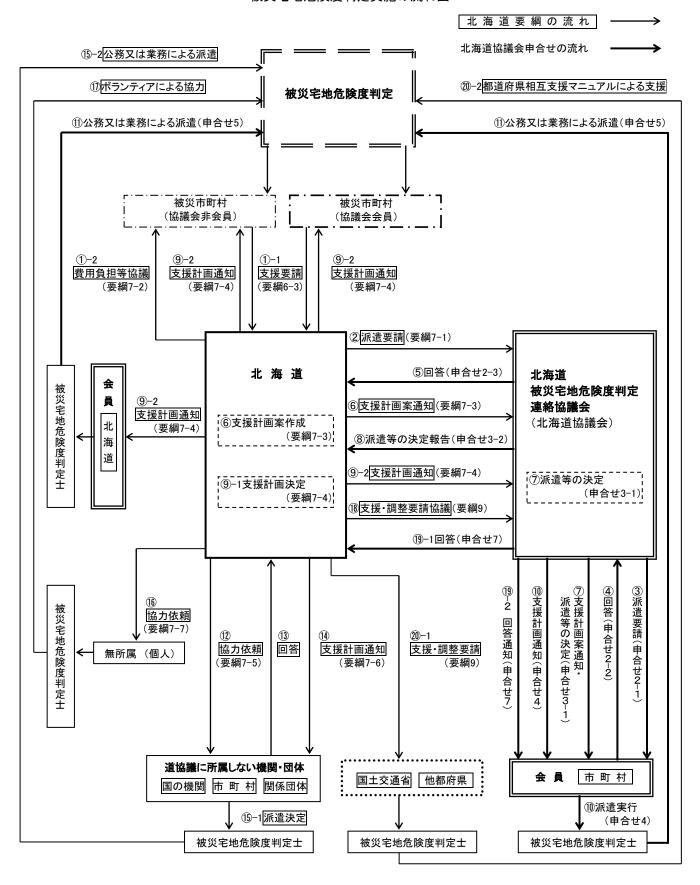
- 1) 宅地に係る被害情報の収集
- 2) 判定実施計画の作成
- 3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第2 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項に努める。

- 1) 町と道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2) 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会(全国協議会)、及び道協議会との相 互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3) 道は、市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱(全国要綱)で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

基本編「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

基本編「第5章 第25節 障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

基本編「第5章 第7節 広域応援・受援計画」を準用する。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

基本編「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

基本編「第5章 第31節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害義援金募集(配分)計画

基本編「第5章 第34節 災害義援金募集(配分)計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

基本編「第5章 第36節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章	災害復旧•被災者援護計画

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行う ことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずる。 なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害から の復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成 25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

基本編「第8章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1. 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明 会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市 町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

2. 町

- 1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に 把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立 する。
- 2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- 3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常 時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判 定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

3. 消防機関

- 1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができる。
- 2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1. 被災者台帳の作成

- 1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア	氏名	サ	町長が台帳情報を町以外の者に提供するこ
1	生年月日		とに被災者本人が同意している場合には、そ
ウ	性別		の提供先
エ	住所又は居所	シ	サの提供先に台帳情報を提供した場合には、
オ	住家の被害その他町長が定める種類		その旨及びその日時
	の被害の状況	ス	被災者台帳の作成に当たり、行政手続におけ
力	援護の実施の状況		る特定の個人を識別するための番号の利用
キ	要配慮者であるときは、その旨及び要		等に関する法律(平成25年法律第27号)第2
	配慮者に該当する事由		条第5項に規定する個人番号を利用する場
ク	電話番号その他の連絡先		合には、当該被災者に係る個人番号
ケ	世帯の構成	セ	その他被災者の援護の実施に関し町長が必
コ	罹災証明書の交付の状況		要と認める事項

- 3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に 関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用す ることができる。
- 4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2. 台帳情報の利用及び提供

- 1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ① 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。) の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ① 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - ⑤ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

3) 町長は、2) の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節第2の2)のス)を含めない。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む)
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))
- 11 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

道民、他都府県民、企業等からの被災者への災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次のとおりである。

1. 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、募集については北海道災害義援金募集委員会、配分については北海道災害義援金配分委員会がこれに当たる。

2. 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則の定めるところによる。

和寒町地域防災計画

- 基本編 -
- 地震防災計画編 -

令和4年3月 和寒町防災会議 事務局 和寒町総務課